

食品に関するリスクコミュニケーション（仙台）

米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価案に関する意見交換会

平成17年11月16日（水）14：00～17：00

斎藤報恩会館 地下階多目的ホール

主催：食品安全委員会

午後2時 開会

(1) 開会

司会(西郷) 皆様、こんにちは。きょうはお忙しいところお運びいただきましてありがとうございます。

ただいまから、食品に関するリスクコミュニケーション「米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価案に関する意見交換会」を始めさせていただきます。

私、きょうの進行役を務めさせていただきます、食品安全委員会事務局でリスクコミュニケーションを担当しております西郷と申します。よろしくお願いいたします。

(2) 開会挨拶

西郷 それでは、主催者を代表いたしまして、食品安全委員会の寺田雅昭委員長よりごあいさつを申し上げます。

寺田委員長 寺田でございます。本日はよくおいでくださいました。米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価の案について意見交換会を開くに当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

食品安全委員会では、本年の5月24日に、管理官庁であります厚生労働省、農林水産省から諮問を受けました。諮問の内容は、米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉及び牛の内臓を食品として摂取する場合と、我が国の牛に由来する牛肉及び牛の内臓を摂取する場合のリスクの同等性についてということでありまして、5月24日、管理官庁から評価の機関であります私どもの食品安全委員会に諮問が来たわけでございます。

この要請を受けまして、5月31日から10月31日まで10回にわたりまして、私どもの委員会の中にありますプリオン専門調査会というところで慎重にかつ本当に活発に審議をしてくださいました。これはすべて公開でやっておりました。

今回、プリオン専門調査会で1つの審議結果がまとまったものでございますから、国民の皆さんに広く意見聴取をして、これは11月2日から11月29日まで4週間ということでございますが、現在意見を募集しているところでございます。それと同時に、直接に国民の皆さんに内容を説明するとともに、いろいろなご意見をいただくということで、この意見交換会というのを全国で開催しているところでございます。

ご存じだと思いますけれども、私どもの委員会、食品安全委員会ができたのは、1つはBSEのことが契機になりまして、リスク分析という考え方を取り入れまして、私たちは

評価をする、実際に政策の決定をするのは管理官庁である。これは農林水産省、厚生労働省。そういう形でやっております。それが大きな役割です。

もう1つは、リスクコミュニケーションというのが、評価と同時に、私どもの委員会としては非常に大事な役割でございます、国民の皆さんと評価の結果につきまして、あるいはそのプロセスにつきまして、公開だけではなくてお互いに内容を理解し、あるいは相互に意見を交換するということでリスクコミュニケーションをやっておりますが、この意見交換会もその一部であります。

本日は、まずはプリオン専門調査会で実際に審議に加わっていただきました小野寺専門委員に、審議の背景とか内容あるいは結論に関しましてお話をしていただきまして、その後、関係者の皆さんの代表でパネルディスカッションをするということで、ここに上がっていただいてディスカッションをする。意見を交換していただき、その後、皆様方と意見の交換をする。ということで、私どもの審議の内容をご理解していただくことと、皆さんのご意見を今後の審議の参考にしていきたいと思ひまして、この意見交換会を開きました。双方向に意見交換をするということは、時間は限られておりますが、私どもにとっても大事なことでございますので、よろしくご意見をいただきたいと思っております。

非常に簡単ではございますが、私のあいさつにかえさせていただきます。

西郷 ありがとうございます。

それでは、資料の確認をさせていただきます。お手元にお配り申し上げました水色の封筒の中でございますが、「配布資料一覧」というのが入っていると思ひます。「議事次第」が1枚。きょうご講演それからパネルディスカッションご参加の方々のプロフィール。パネルディスカッション、意見交換のときの座席表。資料1、若干厚うございますが、「『米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉・内臓を摂取する場合と、我が国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性』に係る食品健康影響評価（案）について」、これが今、意見・情報の募集でご意見をいただきつつあるところの対象の文書でございます。資料2が、その概要紙でございます。資料3が、これからご講演いただくのにも使いますが、そのスライドの打ち出しプリントでございます。

参考資料といたしまして、このテーマの食品健康影響評価案のご意見、情報を今募集しているところだよというお知らせです。参考資料2が、評価のもとになった厚生労働省、農林水産省からの評価依頼、評価要請でございます。参考資料3が、厚生労働省、農林水産省につくっていただいたんですが、米国・カナダにおけるBSE対策と我が国との対策

の比較、これもスライドの打ち出しでございます。

それに、アンケートが入っております。これは私どものリスクコミュニケーションあるいは意見交換会を今後改善していくための資料とさせていただきたいと存じますので、ご記入の上、お帰りのときに受付で回収させていただきます。よろしくお願いいたします。

小さなリーフレットですが、「安心を食べてほしいから。見守っています、食の安全。」これは食品安全委員会の仕事の内容を簡単に書いてあるものでございます。

それから、「食品の安全性に関する用語集」とその正誤表が入っていることと存じます。これもご参考まででございます。

資料は以上でございます。不足がありましたら係までお申しつけください。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、講演に移らせていただきたいと思います。存じます。

「米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価(案)について」、食品安全委員会プリオン専門調査会専門委員で、東京大学教授の小野寺節先生にお願いします。よろしくお願いいたします。

(3) 講演

米国・カナダ産牛肉等に係る食品健康影響評価(案)について

食品安全委員会プリオン専門調査会専門委員

小野寺 節

(パワーポイント1)

ただいまご紹介いただきました、東京大学農学部の小野寺と申します。

まず、お手元にある資料3をごらんください。資料3でパワーポイントの図がたくさんありますけれども、それによって、追っていろいろ説明いたします。パワーポイントの枚数が非常に多いものですから、途中、特に後半になりますと多少省略させていただきます。

まず、こちらがつくった目次ですけれども、恐らくパワーポイントは40~50枚あるわけですけれども、一番最初に「はじめに」という場所がありまして、これまでの経過ということがまず述べられます。その後、食品健康影響評価の考え方ということですが、それに関しては、生体牛のリスク評価、侵入のリスク、あと暴露リスクの評価ということがありますけれども、これは主に牛から牛への病原体の伝達に関するリスク評価ということになります。

その次に、生体牛のリスク評価、サーベイランスの状況というのがありますけれども、これは同じ牛でも、牛肉から人間に、牛から人間へのリスクの評価ということになります。全部を合わせて生体牛リスクの総括ということになります。

その後、食肉・内臓のリスクとありますけれども、これは主にと畜場の問題で、一番最後に米国・カナダ、日本の対策の比較ということがありますけれども、恐らく時間の都合で、この辺はかなりカットされますけれども、もとのパワーポイントはありますので、それは一応皆さんのお手元にお配りしてありますので、後でごらんください。

最後に結論という話になります。

(パワーポイント2)

まず、今回の食品健康影響評価ということになりますけれども、「米国・カナダの輸出プログラムにより管理された牛肉・内臓を摂取する場合と、我が国の牛に由来する牛肉・内臓を摂取する場合のリスクの同等性に係る評価」ということで、審議を行った専門調査会は食品安全委員会のプリオン専門調査会です。

(パワーポイント3)

「いつ、誰から誰に評価が依頼されたのか？」ということになりますけれども、それに関しては、平成 17 年 5 月 24 日に厚生労働大臣及び農林水産大臣から食品安全委員会委員長に対して評価が依頼されました。

(パワーポイント 4)

「何について評価したのか？」ということになりますと、これに関しては、結局リスクの同等性ということになりますけれども、まず全月齢、日本の 0 カ月齢からすべての月齢の牛から取った牛肉と、米国・カナダの牛肉の 20 カ月齢以下のリスクの同等性ということですが、ただそれだけではなくて、もう 1 つ、上乗せ条件というのがここにありまして、まず 1 つは、必ず 20 カ月齢以下でなくちゃいかぬということです。それに関してもう 1 つは、SRM が確実に除去されていなきゃいかぬ。これは後でも説明がありますけれども、日本向けの牛からは必ず SRM を全部除去しなければいかぬという上乗せ条件がありまして、これを輸出プログラムによって規制するということで、上乗せする条件プラス 20 カ月齢以下ということで、こういう条件のもとで同等性が評価できるかという話になるわけです。

(パワーポイント 5)

もう一度このスライドは出てきますけれども、結論としては 3 つの場所に分かれておりまして、まず 1/3、前段としては、「科学的同等性を厳密に評価するのは困難」であるということです。これに関しては、ここに不明点が多いとか、そういうことがいろいろ書いてあります。その次の結論としては、「輸出プログラムが遵守されたと仮定した場合、米国・カナダ産牛肉等と国内産牛肉等のリスクの差は非常に小さい」ということになっております。3 番目は、これはむしろ諮問を依頼した農水省、厚労省に対する意見になりますけれども、「輸入が再開された場合、管理機関による輸出プログラムの実効性・遵守状況の検証が必要」だろうということになっているわけです。

(パワーポイント 6)

まず、輸出プログラムというのがここに出てくるわけですが、これは別名、英語で BEV (Beef Export Verification Program) といいますけれども、これは「通常の米国、カナダの国内措置に加え、我が国への輸出用に行う特別の管理措置」で、米国向けの牛肉にはないけれども、米国及びカナダから日本に来る牛肉に対して、一応そういう上乗せ条件をやる。それに関して、結局輸出プログラムまた検証システムを新たに設けるということになります。

したがって、ここに書いてありますように、「これらの要件を満たす牛肉等のみが政府により承認される」ということで、米国の場合は日本向け輸出プログラム、カナダの場合は日本向け輸出基準ということになります。

(パワーポイント7)

ここまでが一応「はじめに」ということですが、次は「これまでの経緯」ということになります。これは新聞とかそういうのでご存じでしょうけれども、平成15年、今から2年以上前ですね、カナダでまずBSE検査陽性牛が確認された。したがって、日本は、カナダ由来の牛肉の輸入を禁止した。しかしながら、同じ年の12月24日には米国でもカナダ産の牛に関してBSE陽性牛を確認した。したがって、日本では、カナダに加えてアメリカからも輸入を禁止したということになります。

それに関して、平成16年10月15日に、厚生労働省、農林水産省が我が国におけるBSE対策についての評価依頼(諮問)を行ったわけですが、その間に日米のBSE協議ということがありまして、特に10月23日には第4回日米局長級協議で、科学に基づき牛肉貿易を再開させること及び日本向けに牛肉輸出プログラムを設けることについて認識を共有したということになります。

(パワーポイント8)

そういうことに関して、平成17年になりまして、厚労省、農水省に対して、我が国におけるBSE対策について、食品健康影響評価を答申したということになりました。

ここで主にどういうことがいわれたかと申しますと、国内産の牛肉に関して、月齢の検査を20カ月齢以上にした場合に果たして日本人にどれだけ変異型ヤコブ病が出る可能性があるかということが主な論点になっております。それに関して差はないということですが、差はなくても、実際に全頭検査をしても、20カ月齢以上の検査をしても、それに関して日本で将来どれだけvCJDが出る可能性があるか、それに関してはたしか0.1~0.89か、そのくらいのものであった、1以下であるというようなことが結局そこで答申されたわけです。

その後、同じ平成17年5月24日に、厚労省及び農水省より再び諮問がありまして、米国・カナダ産牛肉について評価依頼ということがあったわけです。これに関して、10月31日までプリオン専門調査会で合計10回、調査審議の集まりを持ちまして、それで10月31日にある程度の結論が出て、したがってそれに関しては11月2日から食品安全委員会が評価結果案に対する意見・情報の募集を実施して、今に至っているわけです。

(パワーポイント9)

まず、食品健康影響評価の考え方ということに関しては、いろいろのやり方がありますがけれども、これに関して、定量的な評価と定性的な評価ということになりますけれども、何分外国の話が日本が評価しようということですから、最終的に総合的に定性的評価を実施することになりました。

評価の仕方は2つに分かれていまして、先ほどいいましたように、生体牛のリスク、これは主に家畜衛生的な側面が非常に強い内容ですけれども、牛から牛への病原体の伝達のリスク、侵入のリスク、これは結局ヨーロッパからアメリカ・カナダに対する侵入のリスク。あと、暴露・増幅のリスク。これはアメリカ・カナダ国内で暴露・増幅がどれだけ可能性があるかというリスクの比較ということになります。

もう1つは、むしろこちらは公衆衛生的なリスクの評価ですけれども、牛肉及び牛の内臓から人へのリスクの評価ということで、これは主にと畜場の問題、あと、と畜処理の各プロセスに関するリスク評価ということになります。

(パワーポイント10)

同じ内容が図表にかいてありますけれども、まずこちらの方で牛から牛へのリスク、こちらの方で牛から人へのリスクということで、両方を一緒にしまして、「米国・カナダ輸出プログラムによる牛肉等と日本の牛肉等のリスクの比較」ということを行いました。

(パワーポイント11)

リスク評価のうち、牛から牛へのリスクですけれども、侵入リスクの比較というのがあります。これに関しては、ヨーロッパからアメリカ・カナダに対する病原体の侵入リスク。暴露リスクというのは、アメリカ・カナダにおける国内での飼料規制及び特定危険部位の利用の問題、そういうことがあります。サーベイランスによる検証ということが3番目にありますけれども、これは侵入リスク、暴露リスク以外の問題で、主にアメリカ・カナダにおける国内対策の検証ということで、特にこの場合、サーベイランスの問題が大きく出ております。

(パワーポイント12)

次のスライドでは、リスク評価2ですけれども、これは牛から人へのリスク評価ということで、アメリカ及びカナダにおけるトレーサビリティの問題、あと、と畜場の中での問題ということがありまして、最終的にAMR、先進的機械回収肉と書いてありますけれども、これの問題がありますけれども、これに関しては、別にこれは日本には来ないという

ことで、一応リスクの考慮には入れましたけれども、今回はそれほど細かい審議はなかったということになります。

(パワーポイント 13)

次の項目にいきまして、生体牛のリスク評価、牛から牛へのリスク評価になります。

(パワーポイント 14)

ヨーロッパから日本にどれだけ牛が生体で入ってきたか、生きた牛が入ってきたかというところ、今までの貿易統計でいいますと、大体 33 頭、少なくとも入ってきております。1980 年から 2003 年の間ですね。それに対して、米国の場合は 206 頭～210 頭、カナダの場合は 117 頭～198 頭ということが貿易統計にあります、その他 EU からの統計を加味しますと、米国では約 221 頭～227 頭分だと。カナダの場合は 120 頭～201 頭であるということで、かなりの頭数が入ってきたということで、この下に電球のマークがあって、食品安全委員会のプリオン専門調査会の結論としては、生体牛の輸入に関しては、アメリカは日本のリスクの 1.5 倍～7 倍、カナダは日本の約 4 倍～6 倍のリスクがあるということになります。

(パワーポイント 15)

次に、肉骨粉の輸入ですけれども、日本でも肥料ということでヨーロッパから肉骨粉が入ってきたわけですけれども、それに関して、今までの貿易統計ですと 560 トンになります。アメリカ・カナダというのは、少なくともヨーロッパから肉骨粉を輸入したという事実は余りなくて、これに関しては極めてリスクは小さい。特にカナダですと、ほとんどゼロに近いし、アメリカの場合でも恐らく 1/12～1/47 であるということになります。

(パワーポイント 16)

次に、動物性油脂ということになりますと、日本の場合は、円が強いということもあって、オランダから 1245 トンも動物性油脂、粉末油脂が輸入されたということになっておりますけれども、米国・カナダではそれほどヨーロッパから輸入はされていなかったということで、特にカナダの場合はオランダから輸入実績なし、その他 EU からもほとんど不明で、ゼロに近いということで、これに関して日本の約 1/12 以下である。米国に関して、これだけの輸入があったけれども、日本の約 1/2 のリスクであるということになります。

(パワーポイント 17)

したがって、国外から米国・カナダへの侵入リスクということを経済的に比較しますと、生体牛、肉骨粉・動物性油脂の侵入リスクは、日本、米国・カナダではそれほど変わらない。しかしながら、輸入生体牛に限ってだけリスクを重くみれば、米国及びカナダというのは、

恐らく米国は大体7倍以下、カナダでは6倍以下ということになります。

(パワーポイント18)

次に、生体牛のリスクということになります。牛から牛へのBSE蔓延のリスク、暴露・増幅のリスク、ですからこれはヨーロッパからアメリカ・カナダではなくて、アメリカの国の中、カナダの国の中での牛から牛へのBSE伝達のリスクということになります。

(パワーポイント19)

そうしますと、ここで一番問題になるのは、飼料規制、えさの問題ですけれども、日本の場合は、特に2001年にBSEが出てから、ほとんど牛由来肉骨粉を牛、豚、鶏に食べさせるということではなくて、これは全部回収して焼却処分することになっているわけですが、米国の場合は、牛から牛は確かに1997年に禁止されましたけれども、豚、鶏はまだ禁止されていない。しかしながら、ここに*がついていますけれども、これに関しては現在規制強化を検討中で、将来禁止されるであろうということなのです。

しかしながら、こういうことを考えますと、現時点で20カ月齢以下と考えられる2004年以降生まれた牛の汚染率は、米国・カナダの方が日本より数倍汚染リスクが高いということになります。

(パワーポイント20)

これに関して、もう1つ、えさの問題になりますけれども、日本の場合は交差汚染というのはほぼ100%規制されているということになりますけれども、残念ながらアメリカ・カナダの場合は、小さい農家ではまだ自家配合とかそういうのがかなりなされているということで、交差汚染の可能性は否定できないということになります。あと、遵守率も97%とか90%以上であるということで、結局こういうことがありますと、我々の結論としては、米国・カナダの飼料規制のもとでは一定の割合で交差汚染が起こる可能性が今後残り、したがって今後ともBSEは国内である程度増幅される可能性があるということになるわけです。

(パワーポイント21)

次に、特定危険部位の問題になりますけれども、アメリカ・カナダは基本的にはOIEの条件ということでやっております。ところが日本の場合は、OIEに上乗せ条件というのがありまして、したがって特に特定危険部位(SRM)後で牛の絵が出てきますけれども、これに関しては日本では焼却処分、と畜場の外には出さないということになっておりますけれども、アメリカ・カナダの場合は、一応SRMということが書いてありますけれ

ども、これに関しては焼却はしなくて、物によってはSRM自身を、非食性というんですか、食品には使わないけれども、例えば石けんとかほかの物には使ってよろしいということになっておりますので、必ずしも全部焼却されるわけではないということになりますし、もう一つ、米国でもカナダでも、先ほどいいましたように、特定危険部位に関しては豚、鶏にえさとして使ってもよろしいということですが、これもさすがにアメリカで最近になってBSEが国内産の牛で出てきましたから、規制強化を検討中であるということになります。

あともう一つ、OIEの条件ということになりますと、30カ月齢以上のこういう臓器が特定危険部位になっていきますけれども、30カ月齢より若い牛のこういう臓器は特定危険部位として指定されていないということになります。

(パワーポイント22)

ここに特定危険部位のこと、これは食品安全委員会のホームページとかいろんなパンフレットにたくさん書いてありますので、細かい説明はいたしませんけれども、要するにこれだけの場所が日本の場合は特定危険部位ということになっておりまして、これはアメリカもカナダも同じですけれども。しかしながら、それに関しては、結局99.44%が病原体としてここに分布しているということで、100%ではないけれども、ここを取れば、かなりリスクが抑えられるということになるわけです。

(パワーポイント23)

そういうことで、今までの話は国内における暴露の問題ということになりますけれども、そうしますと、これはあくまで数値モデルですけれども、もとのBSEの牛を10000ID50と仮定しますと、SRMを取ってレンダリングをするということで、これが100ID50になります。その後、交差汚染になって、一応10%くらい交差汚染の可能性があるのでやりまして、10回に1回の確率と書いてありますけれども、これが豚、鶏のえさとして消費されるけれども、しかしながらこれがまたいろんな条件で牛に戻ってくる可能性があるということで、そうしますと最終的に10000ID50の病原体がここで10ID50になる。

しかしながら、現在アメリカ・カナダで毎年これを食べた牛が100頭いた。感染牛が100頭とすると、毎年BSEとして検査されるわけじゃなくて、今後ともBSEの頭数はふえるであろうけれども、恐らく毎年出るのではなくて、5年に1回ずつ不連続な流行パターンとしてBSEが出るであろうということになるわけです。

(パワーポイント 24)

それがこの数値モデルで、現在 B S E が出て飼料規制がなされているわけで、この後そんなに、来年、再来年ということでアメリカ・カナダで B S E が出るとは思わないんですけども、しかしながら来年出なくても、再来年あたりまた出る可能性があるということで、交差汚染における流行形態としてはこういうことで、少なくとも交差汚染が認められれば、不連続的ですね、流行が繰り返されるであろうということになるわけです。

(パワーポイント 25)

最終的に米国・カナダと日本との B S E の国内における暴露・増幅リスクを比較すると、我々の結論としては、米国・カナダは日本より数倍、平均 1.5 倍ですね、リスクが高い。その理由としては、S R M が反すう動物以外の飼料に利用されていることと、飼料の交差汚染防止がまだ完全でないということがあるわけです。

(パワーポイント 26)

次に、それ以外の、暴露リスク以外の、サーベイランスの問題というのがあります。これに関しては、と畜場の問題ということでもありますけれども、ご存じのように日本では食肉安全確保ということで陽性牛をと畜場で排除する。現在の方法としては、全頭検査はなされていますけれども、将来的には見直しということで、一応ここでは 21 カ月齢以上の全頭ということにしております。農水省の方としては 20 カ月齢以上の死亡牛を検査しているということになります。それは E L I S A とウェスタン・ブロッティング、または免疫組織化学ということになります。

カナダの場合、アメリカの場合はあくまでも健康牛の検査はやらなくて、高リスク牛ということですね。高リスク牛というのは、O I E の規定にありますけれども、歩行不能牛、これはダウナー、あと神経症状牛、これはクリニカルサスペクト、あともう 1 つはエマーゼンシー・スローター、例えば農場とかそういうところで骨折とかいうことで、結局と畜場にたどり着けない牛、そういう 3 つを高リスク牛とって、それを選んでサンプルテストをやるわけですけども、それに関して、主に E L I S A 及び I H C でやっている。アメリカの場合は 2005 年 5 月からウェスタン・ブロッティングをやるようになったということになります。

(パワーポイント 27)

そうしますと、これ、いろいろな数値が書いてありますけれども、問題になるのは一番下の数字で、日本の場合は高リスク牛、我々はこれを死亡牛と書いてありますけれども、1

年間に日本で死亡牛というのは大体 20 万頭くらい出ますけれども、そのうち、24 カ月齢以上が 10 万頭くらいだということで、高リスク牛に関しては全部検査されています。

ところが、カナダの場合は、日本と同じ条件で高リスク牛、これは O I E の規定の高リスク牛ですけれども、毎年 5 万 3000 頭出ますけれども、そのうち実際に検査されているのは、これをサンプリングして大体半分、2 ~ 3 万頭が検査されているだけにすぎない。アメリカの場合は、高リスク牛というのは毎年 113 万頭出ますけれども、そのうち、現在検査されているのはせいぜい 30 万頭くらいである。したがって、半数にも満たないということになるわけです。

(パワーポイント 28)

そういうことでありまして、B S E 検出データの検証ということになると、日本では一応全頭検査をしているので、今まで 20 頭陽性が出ているわけですね。それと同じ方法をアメリカ・カナダの状況に当てはめたら、どれだけのことになるかということをやってみまして、細かいことが書いてありますけれども、高リスク牛ですと、例えばカナダでやりますと、結局毎年 2 頭くらい陽性が出るんじゃないか。アメリカでも恐らく、39 万頭で 1 頭ですから、一応その 3 倍で、大体 3 頭くらい毎年出るんじゃないかという話になるわけですね。

(パワーポイント 29)

そうしまして、日本のやり方をアメリカ・カナダに当てはめたらどういうことになるかということ、日本では 1 年間に大体 6 頭か 7 頭くらい出ていわけですけれども、アメリカ・カナダの場合にはそれより恐らく数倍は多く出るんじゃないか。特にこの場合、5 頭、6 頭、4 頭、現在の成牛で検出される可能性としてはこれだけあるんですけれども、特に若い方では、肉骨粉の規制とかそういうものが緩いために、多少若い方にある程度牛の陽性が出る可能性が出てくるのではないかということになります。

(パワーポイント 30)

最終的に、これはサマライズしたわけですけれども、そうしますと日本の B S E 検査を米国・カナダのサーベイランスに外挿してみると、ということの最終的なまとめの表になります。と畜場とか家畜保健衛生所でチェックされて出てくる牛は、恐らく日本の場合には 6 頭とか 7 頭くらい、毎年の統計でありますけれども、米国では恐らくそれより 5 倍か 6 倍くらい出る可能性がある。カナダでは 4 倍から 5 倍、出る可能性がある。しかも、汚染の割合としては、100 万頭当たり、日本では約 5 頭か 6 頭ですけれども、それに関してア

アメリカの場合は約1頭、カナダの場合は5～6頭、日本と同等ということ。汚染の割合という場合は、必ずしもと畜場で検出できるというものではなくて、検査ではひっかかってこないけれども、すり抜け率ですか、感染している牛の数というのは、日本が5～6頭ですと、アメリカは約1頭、カナダが5～6頭ということになるわけです。100万頭当たりですね。

(パワーポイント31)

今までのこと、侵入のリスク、暴露のリスク、あとサーベイランスのデータということで比較しますと、生体牛のリスクというのは、牛から牛への感染のリスクですけれども、それに関しては、楽観的には日本と同等であろうということ、悲観的には約10倍くらいかなということになりますし、これに関しては一応、侵入のリスク、暴露・増幅のリスク、サーベイランスデータの外挿とかということになります。

こういうことで、最終的に我々が考えたことは、下に書いてありますけれども、米国・カナダのサーベイランスというのは今後強化することも必要でしょうし、その強化したものに 대해서는 継続が必要であって、もっと具体的な、要するに日本並みのデータが本当は欲しいところだということになります。しかも、サーベイランスが強化・継続された後で、どういふBSEの数が出てくるかわかりませんが、今後のデータによってはリスクの再評価もあり得るということになるわけです。

(パワーポイント32)

次に、牛から人へのリスク評価の話になります。この場合、食肉・内臓のリスクということになります。ですから、主にと畜場の問題です。輸出プログラム、これから農水省、厚労省がかなり担当することになるであろうプログラムですけれども、これに関して、特に20カ月齢以下の牛とSRMの除去というのが主なプログラムの内容になるわけです。

(パワーポイント33)

ここで問題になるのは、20カ月齢以下であるということを証明しなければならないわけで、その場合に問題になるのがA40ということになります。日本の場合は別にA40なんて考えなくても、一応全部トレーサビリティがあるものですから、と畜場で130万頭ですね、20カ月齢以下であるというのを証明することができるということになります。20カ月齢以下とか、全月齢がわかるわけです。

カナダでも、一応出生証明書が20%くらいの牛でできていますので、それで約70万頭くらいは月齢証明が可能であろうということになります。米国の場合は、残念ながら出生

証明書というのが、全国的なものがまだできていない。牛のIDプログラムというのを今やっていて、たしか2009年には法的に強制化されるということになると、2009年まで待てばという話もあるわけですがけれども、そういうわけにもいかぬということで、とにかく現在の場合には10%くらいで約250万頭の牛が一応出生証明書、これは全国的なものではなく、地方とか牧場における出生証明書全部集めても10%くらいであると。したがって、それ以上の牛に関して、20カ月齢以下であることを証明したいんですと、A40ということで証明するほかない。それに関しては、あと10%ですか。ですから、全部で500万頭分くらいは20カ月齢以下という証明が可能である。

成熟度というのが下に書いてありますけれども、具体的にはどういうことかということ、腰椎の椎骨の横に棘突起という突起が出ていますけれども、そこに対するカルシウム沈着ですか、骨化の度合いによって目で見て月齢判別が可能であるということが主な理由で、あと場合によっては、それにプラスアルファとして赤身の質によって判断可能であろうということになるわけですね。

(パワーポイント34)

A40で果たして20カ月齢以下のことが証明できるのかということになりますと、これは農水省からのデータで、アメリカからのデータになりますけれども、これで見ますと、ここが20カ月齢のボーダーですがけれども、A40ということでしたら、誤差の範囲を考えると、ほとんどのものは17カ月齢以下であるから大丈夫じゃないかということになるわけです。

(パワーポイント36)

スライドを1つ飛ばして、18ページの下の方になります。もう1つ、と畜場の処理の問題、これはアメリカと日本のと畜場の問題があるわけですがけれども、これに関しては、日本の場合は獣医師による検査ということになります。日本では130万頭、アメリカの場合は日本の約20倍いますから、約2700万頭ですか。カナダでも日本の数倍くらいと畜されますから約430万頭ということになります。日本の場合は1頭について約80秒くらいの時間をかけて検査をして、高リスク牛、要するに病気の牛を排除するということになっていきますけれども、アメリカ・カナダの場合は極めて大量にやるものですから、1頭について約12秒くらいであるということになります。

あと、と畜場での健康牛に対するBSE検査に関して、日本では任意にしばらくは全月齢を検査しています。しかしながら、アメリカ・カナダでは全く実施されていないという

ことになります。

(パワーポイント 37)

あと、と畜場の処理の話になりますけれども、スタンニング、ピッシングという言葉が出てきますけれども、日本、米国・カナダではスタンニング、これは牛をと殺する前にまず気絶させます。鉄の棒とかなんかをポンと打ち込むということでやりますけれども、そういう場合、これにかわる新しい方法、これはいい方法がなかなか見つからないものですから、日本、米国・カナダでもなされていますけれども、ピッシングに関しては、我々専門調査会の方でピッシングは将来やめるべきであるということはいっているわけですが、現在のところ、約 80%実施されている。米国・カナダではピッシングはされていないということになります。

S R Mの除去というのは、日本の場合は全月齢で除去されているけれども、アメリカ・カナダの場合は、普通のアメリカ向けの牛肉では 30 カ月齢以上、少なくとも脳・脊髄に関しては除去されるわけですがけれども、日本向けの場合は二重基準というか、アメリカにとってはダブルスタンダードになりますけれども、日本向けに関しては全月齢の S R Mの除去を実施してもよろしいということになっています。

(パワーポイント 39)

そういうことで、話も最後の方になってきましたけれども、牛肉及び牛の内臓のリスクの比較ということ、アメリカとカナダは果たして同等かということになりますけれども、これに関してはなかなか不明な点が多いということで、これはあくまでも学問的な背景をいろいろ箇条書きしているわけです。

B S E プリオンの牛の体内分布ということですと、特定危険部位からの B S E プリオン検出というのは、そういうことで特定危険部位を外すことによって 99.4% くらいのプリオンを除去することができるということがありますけれども、残念ながら最近では B S E 症状を呈した感染牛及び高リスク牛 (94 カ月齢) では、末梢神経からも B S E プリオンが検出されるということがあります。しかしながら、潜伏期の実験感染牛では、筋肉から B S E プリオンは検出されないということ、2つのことが今までわかっています。

したがって、S R M がどこまで S R M かという話が非常に議論があるわけですがけれども、これに関してはかなり学問的な話が次にありまして、英国、ドイツでの大規模なサンプリング実験を含めて、今後とも注視・精査する必要があるだろう。しかしながら、最近アメリカ・カナダ、恐らく日本でも E U でもそうですけれども、と畜場で S R M をある程度取

るとか、あとはいろんなえさの規制ということがあるんで、年々汚染程度は低下しているということで、これは一応日本及び欧米の傾向ですけれども、年々発症までの期間は延長しつつあるということになるわけです。

(パワーポイント 40)

牛肉及び牛の内臓等の比較ということになりますけれども、これに関しては、アメリカ・カナダの場合、AMR (Advanced Meat Recovery) というんですけれども、これはアメリカの場合、30 カ月齢以下の牛では回収してもよろしい、ひき肉に使ってもよろしいということになっていまして、先進的機械回収肉ですね。これに関して、日本にはこれは売らないということになっています。

あと内臓の問題ですけれども、牛の舌とかホルモン焼きに使う牛の腸管とか、そういうことになるわけです。これに関して、もし内臓と枝肉を対応して識別管理ができる、トレーサビリティがはっきりしている場合は輸出可能であるけれども、内臓と枝肉を分けてしまった場合には、枝肉では月齢は識別できるけれども、内臓ではA40での識別は不可能であるから、したがってこういうものであると輸出は不可能であるということになります。

(パワーポイント 41)

それで、牛肉及び牛の内臓リスクの総括ということになりますけれども、日本向け輸出プログラム条件が遵守されれば、BSEプリオンによる汚染の可能性は非常に低いということになります。しかしながら、内臓に関してはいろいろ付帯条件がありまして、A40による月齢判別のみでは日本に対して輸出することは不可能であるけれども、ある程度トレーサビリティがしっかりしていて、枝肉に対応して識別管理できる場合のみ、輸出可能であるということになります。

(パワーポイント 45)

その後、スライドはカットして、最終的結論にまた戻ってきますけれども、科学的同等性を厳密に評価するのは困難である。その理由として、下に書いてありますけれども、米国・カナダということで、どうしてもデータを得る時間もかかるし、もう1つはサーベイランスのデータは非常に限られているということで、質・量とも不明点が多いということになりますし、もう1つは、いろいろ諮問の条件として、管理措置の遵守を前提にということがありましたから、そういうことであとは仮定の上に評価しなければならないということがあったんで、その2つの理由で厳密に評価するのは困難であるということになりました。

しかしながら、限られた情報の中でもし評価するということになると、輸出プログラムが遵守されたと仮定した場合、米国・カナダ産牛肉等と国内産牛肉等のリスクの差は非常に小さいという結論を得ました。

結局、一番最後の1/3の結論としては、もし仮に輸入が再開された場合、管理機関による輸出プログラムの実効性・遵守状況の検証が必ず必要であるということになったんです。

(パワーポイント47)

付帯事項1は省きまして、2ですけれども、これはどっちかというところと米国・カナダに対して申し入れる内容ですけれども、これに関しては今後ともSRMの除去の実効性をしっかりと担保してほしい。ですから、脊髄除去とSRM除去の監視を強化すべきであるとか、あとはサーベイランスの拡大継続。高リスク牛に関しては全部検査すべきであるというのがどっちかといえば世界的な傾向なものですから、したがって、健康と畜牛を含む十分なサーベイランスが必要であるということもありますし、現在検討中とはいいながらも、将来にわたって飼料規制の強化をすべきである。あと、輸出プログラム遵守のためのシステム構築の確立と確認が、日本、米国・カナダの協力のもとに必要であるということになりました。

そういうことで、時間ですので、どうもご清聴ありがとうございました。(拍手)

○西郷 小野寺先生、ありがとうございました。

ご質問等あろうかと存じますけれども、後の意見交換のときにまとめてということをお願いしたいと存じます。

それでは、ただいま模様がえをいたしますので、休憩をいただきます。3時10分過ぎからパネルディスカッション、意見交換に入りたいと思いますので、お席にお戻りください。

それでは、休憩に入ります。

休 憩

(4) パネルディスカッション及び会場参加者との意見交換

西郷 それでは、後半のパネルディスカッション及び意見交換に入ってまいりたいと存じます。

最初に、きょうここでご議論いただくパネリストの方々をご紹介したいと思います。お配りしてあります「講演者及びパネリストプロフィール」、それから「座席表」をごらんく

ださい。

皆様から向かって一番左側でございます。きょうのパネルディスカッションそれから意見交換のコーディネーターをお願いしております、日本経済新聞社編集委員の中村雅美さんです。よろしくお願いいたします。

そのお隣が、先ほどご講演いただきました食品安全委員会プリオン専門調査会専門委員、東京大学教授の小野寺節先生です。

お隣は、消費者の立場からご意見をちょうだいできるかと存じます。宮城県生活協同組合連合会常務理事の入間田範子様でいらっしゃいます。

そのお隣が、生産者のお立場からご意見を賜ればと存じます。古川農業協同組合肉牛部会長の大友学様でいらっしゃいます。

事業者の立場から、地元・仙台牛たん振興会会長の大川原潔様。

その他、管理省庁からもきょうはご参加いただいて、いろいろ情報提供などをお願いしたいと存じます。

最初に、厚生労働省食品安全部企画情報課の森田剛史情報管理専門官です。

農林水産省から大臣官房審議官、消費・安全局を担当の高橋直人様でいらっしゃいます。

それでは、パネルディスカッションに入りますけれども、私の方から2～3お願いを申し上げます。パネルディスカッションが済んだら、その後に多分コーディネーターから、皆様方ご意見いかがですかといったことがあります。そしたら挙手をお願いします。ご発言になる場合は、お名前をちょうだいできればと思います。あるいは、どのような立場からこの問題に関心があるかといったことも言っていただければと存じます。

それで、なるべくたくさんの皆様からご意見を賜りたいということで、食品安全委員会の意見交換は大概いつもそうしているんでございますけれども、お1人さま1回の発言はおおむね2分ということにさせていただきます。1分40秒たちますと、1回ベルを鳴らします。そうしたらまともに入っていて、2分を過ぎますと、ベルが2回鳴ります。そうしたら次の方にお譲りいただく、こういうことでお願いできればと存じます。

それから、先ほどちょっと申しおくれましたけれども、本日、会場の都合で、終了時間を5時というふうにさせていただきたいと思いますので、議事進行にご協力いただければと存じます。

それでは、中村コーディネーター、よろしくお願いいたします。

中村 中村です。はじめましてと申し上げたいんですけども、実は昨年も参りまして、

やっぱりBSEの問題でパネルディスカッションをやった記憶がございますので、それに続いてということになります。

今、西郷さんからご紹介がありましたように、発言は1人2分以内ということですが、パネラーは2分を少し超えてもいいと伺っておりますので、ご容赦ください。それから、チンとかチンチンになりますと、昔、学会に出たのを思い出しまして、ちょっと怖いなという感じもしますけれども、その点はフロアからご発言される方はぜひご遵守をいただければと思います。

ご紹介がありましたように、きょうは消費者、生産者、事業者のそれぞれ代表的な方をパネラーとしてお招きしております。意見交換会でございますので、ぜひフロアの皆さんからのご意見を重点にしたいと思っておりますので、我と思わん方はぜひご意見を賜ればと思います。

先ほど小野寺さんからご講演がありましたように、食品安全委員会が諮問を受けて、10回にわたって審議をして、この10月31日に答申案をまとめたということをお話になったかと思えます。きょうはそれを中心にお話をしたいと思うんですが、恐らく皆様のご関心は、その後どうなるのかな、仮にアメリカ産、カナダ産の牛肉が輸入再開された場合に、輸出プログラムが担保できるのかどうか、監視ができるのかどうかということにきっとご関心がおありだと思いますので、先ほどご紹介がありました厚生労働省、農林水産省の方も壇上に上がっていただいていますので、どんどん質問をしていただければと思います。

前半の40～50分でパネラーの皆さんにお話を伺いますが、まず小野寺さんが約1時間にわたってお話しされました。これについて、どういうふうに思われているのかな、どういう感想をお持ちなのかなということをもっとお伺いしたいと思います。ご発言の順番は、ご紹介にありましたように、入間田さん、大友さん、大川原さんの順番でお願いできればと思います。

入間田 宮城県生協連の入間田と申します。

カナダ・アメリカ産の牛肉の輸入再開ということで、どうなるのかという方向で今、消費者の関心はすごく向いているわけですが、改めてきょうご説明をいただいて、輸出プログラムが遵守されたと仮定した場合、アメリカ、それからカナダ産牛肉などと国内産牛肉のリスクの差は非常に小さいという、資料でいうと23ページ目の結論の2つ目のアンダーラインのことだけがマスコミに流れたり、消費者の頭にインプットされているんじゃないかという感じを強く受けております。

しかし、その前段に、科学的同等性を厳密に評価するのは困難だったということの結論を最初に述べておられて、それで今の説明を受けても、本当にそうだったんだというふうに強く感じております。食品安全委員会の皆様は大変ご苦労してここまでまとめられたのではないかと感じております。その中で、私はきょうの説明を受けまして、米国・カナダの牛肉に関しては改めて大変大きな不安を感じたという次第です。

例えば、10 ページ目の飼料規制について、日本と米国・カナダの例がありますけれども

私は資料3を使ってほとんどお話ししますけれども、その19枚目のスライドです。飼料規制などを見ても、米国と日本では格段の差がありますね。それで、汚染リスクが数倍高いという、この数倍というアバウトな数字でこれは評価されているんだと思います。

それから、飼料工場における飼料規制についても、言い方としては交差汚染の起こる可能性が今後残るということで、日本はほぼ100%規制が遵守されているんだけど、アメリカは97%、同じく資料集でいいますと11ページ目の「特定危険部位(SRM)及び高リスク牛の飼料利用」についてというところでも、アメリカでは特定危険部位の除去は30カ月齢以上ということで、30カ月齢以下は特定危険部位の除去も完全ではないということなので、私たちにとって、アメリカの状況はかなりリスクが高いと思います。

そのようなことで結論づけて、13ページ目ですけれども、資料のスライド数でいうと二十何枚目かちょっとわからないんですけど、BSEの日本と米国・カナダの暴露・増幅リスクを比較すると、米国は日本より数倍となっていて、前段で特定危険部位除去が完全じゃないとか飼料の交差汚染とか、さまざまなことが考えられて、それでここで日本より数倍というリスク評価なんですけれども、括弧して、数倍がなんで1.5倍になるのかなというのがわからない。数倍というと2倍から10倍、2桁にはならない。その中でなぜここで1.5倍という数字が出てくるのかというのがとてもわかりにくいですね。

それから、この資料の15ページ目なんですけれども、日本のBSE検査を米国・カナダのサーベイランスデータに外挿してみると、今までいろいろ食品安全委員会の資料などから情報を得た中で、例えば特定危険部位の除去も徹底していない、交差汚染の可能性もあるという、日本よりはるかに危ないというふうに消費者としては感じられる状況なのに、ここでサーベイランスを外挿してみると、約1頭ということで、日本よりやや少ないという結論が何で導き出されるのかというのがどうしてもわからないということですね。

そういうことを勘案して、結局リスク評価ということにはなされているんですけども、その上、輸出プログラムが遵守されたと仮定した場合にリスクの差は非常に小さいという

ふうに結論づけているわけですが、先ほども申し上げましたとおり、アメリカでは一般的には特定危険部位の除去というのは 30 カ月齢以上ですね。それで、日本の輸出分だけ 20 カ月齢以下から特定危険部位を除去するというふうになっているんですけども、そこら辺が担保できるかどうかといたら、私はとても担保はできないんじゃないかと感じています。

それで、遺伝子組換えでも、遺伝子組換えでない大豆をアメリカなどから輸入される場合、混入率を 5 %まで認めているというようなことがある中で、牛肉で完全にそういうことが担保できるとも思えません。改めて食品安全委員会の評価を読ませていただいて、このリスク評価がいかにかに困難だったか、仮定による数字の積み上げであるということと、結論も、改めて消費者にとっては不安が大きくなったものだと感じております。

以上です。

中村 ありがとうございます。消費者の不安を率直におっしゃっていただきました。それから、仮定の数値の積み上げで評価をしたのではないかというご指摘がありました。後ほど小野寺先生にまとめてお話を伺いますので、ご準備をいただければと思います。

では大友さん、お願いできますか。

大友 私、古川の大友と申します。

まず、平成 13 年の 9 月に国内で B S E が発生して、4 年前なんですけど、あの思いだけはもう二度としたくないなというのが、まず生産者としての本音でございます。当時は狂牛病といういわれ方をしまして、牛肉を食べると狂ってしまうというようなイメージを持たれて、その風評被害を取り払うのに大分苦労しました。また、新聞やテレビの報道のあり方もちょっと考えさせられるものがありました。北海道の酪農家の皆さんを見ますと、ヘリコプターのバタバタとした中で取材を受けたり、報道のカメラマンが本当に小さな田舎町の農家を取材するのに大勢で詰めかけたりなんていう報道を見ていると、臆病な牛を扱っている私たちとしては大変心が痛んだ思いがあります。もうあの思いは二度としたくない、それが変わらざる気持ちでございます。

また、あの当初から、B S E に関しましては防ぐ手だてはあるというようなことをいわれておりました。1 つは、脳や脊髄や回腸部位といった危険部位を食さなければ、そのリスクは低いということ。また、なぜ B S E が起こったかということ、自然の食物連鎖の中では絶対あり得ない肉骨粉を反すう動物に給与したということが、英国での始まりだったと思います。それさえなければ、こんなことにはならなかったのではないかと。飼料の効率を

上げるために、えさの効率を上げるために、動物たんぱくを本当は食べない牛に与えたのが原因だったと思います。つまりはそれさえなければ、BSEは発生しなかったはずでございます。

それを踏まえて、今回、食品安全委員会で結論として出されたのを見ていますと、北米でもそうしたところを本当に守られるのであれば大丈夫だとは思いますが、先ほど入間田さんもおっしゃったように、アメリカでは飼料の規制は大分甘いようにも思われます。また、月齢的には20カ月齢とっておりますが、その辺もアバウトなところもございますし、一番私が気にするのはえさの部分です。先ほどの説明の中でも、牛には与えないようにはしているとアメリカの方ではいっておりますが、鶏や豚には与えてもオーケーですよというふうなえさの給与状況ですし、もしそれが、どういう状況かは知りませんが、いろんなふうで交差していったときに、問題が起こってくるのではないかなと危惧されます。

それをアメリカやカナダが完全に禁止してしまえば、リスクは大分下がると思いますが、そういうことをまだしないうちに輸入解禁というのは、私は大分気になることだと思います。国内産牛肉が大丈夫だからといういい方はしませんが、そういうすみ分けもきちっとして、基準が同じできちっとした中で輸入解禁ということになれば問題はないと思うんですが、まだまだアメリカやカナダといった北米産のものに対しては、私としてはちょっと不安がございますし、その不安を除くのが輸出国の責任であると思うので、ぜひそれは米国・カナダに訴え続けるべきだと思います。また、向こうがこれはやりましたといった場合にも、それを確認していくのも日本の義務だと思うので、これからもぜひそういうところを農水省なり厚労省さんなりで検討しながら進めてもらえばなど。それが解禁の条件じゃないかなと私は思います。

以上です。

中村 消費者が安心できる牛肉を出したいという生産者の思いは、恐らく消費者と共通するものがあるのではないかなという印象を持ちました。大友さん、どうもありがとうございました。

最後になりましたけれども、牛たん振興会、要するに事業者の立場から大川原さん、ひとつどうのご感想をお持ちなのか、お考えも含めてお話しいただけますでしょうか。

大川原 仙台牛たん振興会の大川原でございます。ただ一人、外食産業系からということで、どうしても輸入再開の方に考えが向いております。といいますのは、仙台は牛たんの発祥地でございます、名物品ということで全国にも知られるようになって60年以上

頑張っただけの産業でございます。その産業の中で、牛たん専門なものですから、牛たんを使わないわけにはいかないというときに、2年前のBSEということが発生いたしまして、その後、我々は行政からの支援等一切受けることができず、外食は外食なりに、自分なりに借り入れ等をしながら、あとは預貯金を切り崩しながら頑張っただけでございます。それで、仙台にも100軒以上あった牛たん屋も、今は四十数軒というふうになったのが現状でございます。ですから、今回、こういった食品安全委員会の答申に関しましては、非常に評価したいというふうな立場でございます。

しかしながら、今、食品安全委員会の方からの計算ですと、牛たんに関しては通常の5~6%しか輸入にならないというようなことも伺っておりますので、そういった部分であれば、我々にとってはゼロよりはいいくらいの感覚にしかならないということでございます。

先ほど、いろいろパネルで紹介をいただいたところで、国際基準の30カ月齢以下という部分の線引きと日本独自の20カ月齢以下の線引きという部分があるのですが、20カ月齢以下の線引きのリスクはリスクコミュニケーションということでやっていますけれども、じゃ30カ月齢以下はなぜだめなのかという部分を検証することが今後あるのかどうかということとか、あと20カ月齢の線引きというのは恐らく21カ月齢と23カ月齢のBSEの牛が発見されたことからの線引きかとは思われますが、それに関しては、じゃ21カ月齢、23カ月齢の感染性というものをきちっと結論を出しているのかということ、出てから2年近くたっていますけれども、結論は出てないようでございます。

それから、SRMの除去という部分であります。それを見ると、総計の99.44%という部分が牛の危険部位と称される場所にあるということでございますが、であれば、99.44%以外の、これでいくと0.56という数字になるのかもしれませんが、そういった部分のリスクというのは、ほかの食べ物に関するリスクとどのように違うのか。こういったところも我々にとってはよくわからない部分が多いので、そういうところも含めまして、今回、いろいろお話をいただきたいなと思っております。

中村 大川原さん、ありがとうございました。牛たんは仙台の大きな地場産業でございますので、決してないがしろにはできないものであります。真剣に考えていかなきゃならないものでありますので、このパネルディスカッションで少しそれに触れることができればと考えております。

今、大川原さんの質問にもあったんですが、今回の答申といえますか案は、20カ月齢以

下の牛についてのものなんですが、30 カ月齢以下のものについて検討の余地というのは計画としてはあるんでしょうか。ここ、どなたに伺ったらよろしいのかな。厚生労働省の方がご諮問されるんですか。じゃ、それを先にお答えいただきましょうか。

森田 今の時点では、米国政府から輸出条件で 30 カ月齢以下に拡大してほしいというような協議の要請は我々は受けておりませんので、その変更についての検討も我々はしておりません。仮に要請があったとした場合には、これはそのときの段階になりますけれども、これまでどおり科学的知見に基づいて適切に対応していきたいと考えております。

中村 これについては後ほどフロアの方からいろいろご意見があると思いますので、いただければと思います。

入間田さん、大友さんも含めて、幾つかご疑問の点のご指摘がありましたので、小野寺さん、その辺も含めてお話というか、お答えをいただきましょうか。

小野寺 小生が答えることもありますし、また特に B E V ですね、ああいう輸出プログラムに関してはむしろ農水省、厚労省の方にお問い合わせすることもあるかもしれません。

まず、25 番のスライドですね。これです 1 つ、S R M の反すう動物以外への飼料利用、及び飼料の交差汚染防止が完全でないことを考慮すると、米国は日本よりも数倍リスクが高い。だけど、括弧して 1.5 倍ということが書いてあります。これに関しては、悲観的な数字と楽観的な数字と、2 つを併記したということで、悲観的にすれば数倍であるけれども、楽観的にすれば 1.5 倍ということになるんですけれども、少なくとも米国・カナダと日本の差というのはゼロではない。やっぱりあるんだ。けれども、1.5 倍というのは、結局反すう動物の汚染の問題であって、S R M を除去することによって、1.5 倍からもっとずっと小さいものへリスクが低減されるという意味で出したわけです。

もう 1 つは、スライドの 29 番、成牛で検出される可能性というのが上にありまして、日本ですと、30 カ月齢以上ということで計算すると、今まで出てくる B S E のほとんどは 30 カ月齢以上なわけですから、大体 100 万頭に対して 5 頭くらい、今まで出てきた。カナダ・米国の場合はあくまでも 30 カ月齢以上全部やっていないものですから、一応サンプリングテストということをやっていますが、そうすると、カナダは今まで 98 万頭を調べたうちで 6 頭、米国が 380 万頭調べたうちの 4 頭は出てくだろうということになりますね。

これは実際に数値で出てくるんですけれども、問題はその下の若年感染リスクというんですか、これは検出限界以下のリスク。結局、B S E というのは、計算方法が完全なもの

でないものですから、確かにE L I S A陽性で出てくるけれども、E L I S A陰性でも病原体を持っている牛というのはいるわけです。ただ、いても、その牛は特定危険部位を外しているということで、食の安全は担保されているということになっているわけですが、それが日本の場合ですと、恐らくすり抜け率50%として考えて、大体あとの5頭は毎年くらい出てくるだろう、要するに感染しているだろうということになるわけですね。ところが、米国・カナダの場合は、先ほど何回もありましたように、えさの規制が緩いものですから、その分、実際に数値で出てくるよりは、感染している牛の数はもっと多いはずだということで、日本が5に対してアメリカが36頭ですか、カナダが28頭ということで、両方比べると、絶対数として、米国が日本の5～6倍、カナダが4～5倍という数字になるわけです。

もう1つは、これがなぜ1頭になるかという話になるんですけども、どうしても牛の頭数が、特にと畜場で殺す牛の数が、アメリカは日本の20倍くらいあるということで、これに関して1/20か十幾つか分の1になります。そうすると、100万頭当たり約1頭で、結局5～6倍ですけども、日本よりは少ない数字になるわけです。

したがって、絶対数値から見れば、当然アメリカ・カナダの方が多いわけですけども、1個1個の頻度の問題からすれば、恐らく米国もカナダもほぼ日本と同等だという数字になるということです。ですから、これはあくまでも牛の消費量がアメリカ・カナダはずっと多いから、こういう数字になってしまうということだったわけですね。

もう1つは、実際にそういうことで、特定危険部位を外すということで、結局これだけのB S E汚染の可能性はあるけれども、一応食の安全はある程度担保されている。それはS R Mを除去するという担保されていると思うわけですけども、それに関して、どういうぐあいに担保するのかという話はリスク管理の方なんで、そちらの方で。

中村 後ほどまた農水省の方あるいは厚労省の方にお伺いします。最初に小野寺さんの結論の中で、科学的同等性を厳密に評価するのは困難であったけれども、輸出プログラムがきちんと全うされれば、リスクの差は非常に小さいということを結論としておっしゃっていたわけです。今のご説明ではパラパラとおっしゃったんですけども、まとめてそういう疑問に答えるとすれば、専門調査会では何かそういう話し合いが出たわけでしょうか。結論で科学的同等性を厳密に評価するのは非常に困難であるただけれども云々と2つ目以降にアンダーラインが引いてありますように、幾つかの結論を出したということになっているんですが。

小野寺 そうですね。これに関しては、これだけで説明が十分にできるのかということで、その後の付帯事項が1、2とあったわけですが、結局、科学的同等性を厳密に評価するのは困難であると。困難であるが、要するにもっと我々が楽に評価するようにしてもらいたいということが、どうしても我々としてもあるわけで、そのためには、もう少しデータが欲しいんですね。ですから、それに関しては、結論の付帯事項として、今後とも、これは47番になりますか、むしろ我々がアメリカとかカナダに物をいいたいところなんですけれども、もっとちゃんとサーベイランスをしてくれ。どうしてもサーベイランスの数値がないと、数字があって我々は評価できるわけで、数値がなくて、ただ安全だから評価せよといわれても、ちょっと難しいということで、サーベイランスの拡大継続とか、当然SRMをちゃんと取っているのかという話、これもありますから、これに関してももう少し脊髄除去の監視強化をやってくれと。

先ほどSRMというのは30カ月齢ということアメリカ・カナダが知っているわけですが、それに関して、ウルリッヒ・キムというスイスのOIE関係の専門家が委員長の国際パネルに関して、アメリカに対して勧告案を出しまして、それに関してはEU並みに12カ月齢以上でSRMを取ってくれと知っているわけですね。いっていますけれども、一応今のところ、アメリカはトレーサビリティがないから、12カ月齢という月齢の証明が不可能だから、30カ月齢だと歯の抜けかわりのできるから、したがって30カ月齢というので、現在はあくまでも認めないけれども、あくまでもコンプライズ(妥協)として、30カ月齢というのはアメリカ・カナダに知っているんであって、我々もこれに納得しているわけではないということを、国際パネルで知っているわけですね。

ですから、それに関して、これは納得していないということをもう少し向こうの方に行った方がいいということはいってまして、これは何も我々がいうんじゃなくて、むしろリスク管理側がこれからどんだんいう必要もある。我々もいいますけれども、そういうこともあったわけですね。

そういうこともありますし、かなり不満は残るわけで、いわば不満みたいなものが結論への付帯事項に幾つか書いてあるということなんです。

中村 そうですね。委員の方にもいろいろ物申したいことがあると伺っております。それが付帯事項1、2としてあらわれているんじゃないかなと思います。入間田さん、大友さん、とりあえずはそういうご回答でよろしゅうございますか。

今幾つかお2方も含めて小野寺さんからもご指摘がありましたが、本当にサーベイラン

スが拡大継続できるのかどうかということ、それからきちんと牛の月齢をはかることが担保できているのかどうか、アメリカに対しての査察がきちっとできるのかどうかということについて、消費者サイドからのいろんな疑問があるかと思います。それに対して、厚労省あるいは農水省からおっしゃっていただければと思うんですが、いかがでございますか。高橋さんからどうぞ。

高橋 まず、サーベイランスの強化のところですけども、これ自体は食品安全委員会にことしの5月に諮問しましたけれども、その前に日本側とアメリカ・カナダとの間で去年の初めから実務家、専門家の間でずっと話し合いをやってきたわけです。その中で去年の夏、特に実務家、専門家双方で集中的に議論をやったときがありましたけれども、そういったときにもサーベイランスがちょっと弱いということなどについては、日本側からもアメリカ側に注文しております。

ご承知のとおり、アメリカで最初のBSEの牛が発生したのはおとし、2年前の12月24日だったと思いますけれども、それを契機にアメリカ側も去年の5月からだったでしょうか、きょうの食品安全委員会の答申案の資料1の17ページをごらんいただきますと、そこにアメリカのサーベイランスの実績が載っております。17ページの上の方の表ですね。これを見ておわかりのとおり、2004年、昨年夏以後、サーベイランスの強化を始めまして、従前に比べるとサーベイランスの頭数が大分ふえている。全頭をずっとやっていた日本に比べますと、もちろん頭数は低いんですけども、アメリカ側としてもサーベイランスの拡大にこの1年、取り組んできたということでありまして、もちろん私どもとしても、今回の食品安全委員会のお話ありがとうございましたし、今後さらにサーベイランスの拡大ですとか継続をアメリカ側に要請していきたいと思っております。

月齢の判別の方です。今度の輸入の条件について、先ほどから出ている輸出プログラムの中での月齢の判別方法が2つあるという話を申し上げておりますが、20カ月齢以下の牛に限定して、かつSRMを全部除去するということになります。

私の方から月齢の確認方法についてちょっとお話し申し上げますが、参考資料3の22ページをごらんいただきたいと思っております。

私も実は5月の諮問のときにはリスコミで仙台にお邪魔したんですが、そのときたしかこういう話をさせていただいた。アメリカは基本的には30カ月齢以上の牛からSRMを除去する。30カ月齢以下のものについてはSRM除去の必要がないんですけども、日本向けにはハードルを上げて、20カ月齢以下のものだけに絞っちゃうというふうにして、し

かも普通は取っていないSRMの除去を全部やるということですが、30というのは実は歯列で確認するというので、別に履歴があって、戸籍があって、30で確認しているわけではないんです。ただ、一般的には30くらいで歯列で確認する方法というのはほかの国もかなりありますんで、割とやられているんですが、20の場合には歯列では確認できないので、2つの方法でアメリカ側と話をしています。

1つが、日本のトレーサビリティシステムと大体同じように、農家段階から書類の整っているもの、この図でいうと左側の方ですね、「書類を管理」と書いてありますけれども、それぞれの牛の個体ごとに生産農家の段階から出生記録の整っているのがきちんとある。記録があって、かつそれが育成農家、フィードロット、と畜場の方まできちっとその情報が伝えられるようなシステムの管理により20ヶ月以下と確認される牛、それだったらいいでしょうということで、アメリカの牛の1割くらいです。

ただ、これも、4～5年たちますとアメリカの家畜全体のトレーサビリティシステムを、牛だけじゃなくて家畜全体のトレーサビリティシステムをつくりませんが、今それに向けて準備作業を進めていますので、こちらの方のそういった記録の確認ができるものは広がっていくということになります。ただ、アメリカの場合もカナダの場合も、出生記録がトレーサビリティには載りません。どこの農場で、どこの育成農家を通してという、そこだけで、出生月齢は強制的な記載事項にならないと思いますけれども、いずれにしてもトレーサビリティシステムは拡充していくという方向になっています。

もう1つの月齢の確認のやり方は、先ほどの話に出た牛肉の格付制度を利用するというものでありまして、と畜してその後の枝肉について、よく肉質といいます、実際には骨の方を見て月齢を判断するものです。次の次のスライドをお願いします。これはどこを見るかということ、哺乳動物ですからみんな同じなんですけれども、背骨のところから腰の骨ですね、皆さん、さわっていただきますと、背骨から腰骨のところはごつごつ突起があると思いますけれども、一番左側の写真は、背骨から腰の骨を縦に切ったもの、縦の断面だということで、上の方が背中の外側になって、下の方が内臓側になりますけれども、一番上の外側の方に突起部分があるんですね。棘突起といいます。これは人間もあります、牛もありますけれども、棘突起の部分を見て、右側にさらに詳しく拡大したものがありますが、この突起の先端部分が、最初軟骨だったものが、月齢がたつにつれて少しずつ軟骨部分の赤味が増す。これは割と見やすい部分なんだそうですが、赤味が増す。骨髄の部分がふえてきて、骨髄の中の赤血球がふえてだんだん赤味が増すということになるんですけれ

ども、ここは目で見て割とはっきりわかりやすい部分なんで、この部分でA40、A50の境目を判定するものです。

A40とA50のデータの結果は、参考資料の27ページになりますけれども、ちょっと字が細かいんですが、縦にA20からずっと書いてあります。これは肉の格付。格付はA、B、C、D、Eとありますが、一般的には番号が進むほど、アルファベットが上がるほど古い、下がるほど若いものです。実際に月齢のわかっている牛と実際の格付を照合してみたものがこの結果なんですけれども、A50くらいで切ると、21カ月齢以上のものを含む。A40で切ると、21カ月齢以上のものを含まない。これ、サンプルの限界がありますので、もう一回検証するという事になっていますけれども、A40でやれば、21カ月齢以上のものを含む確率は非常に小さくなるんで、この辺で線引きをして心配ないだろうと。それから、確認をする部位、先ほどちょっと写真でござんいただいたように、あの部位で確認すれば心配ないだろうという日本側の肉の専門家のご意見をいただきまして、その辺で大体骨化の程度からの月齢の判定は可能なんではないかというご意見をいただいております。そういうふうにするだろうと我々は考えています。

現実には今度はアメリカでこれとSRMの除去について、アメリカのと畜場でやっただくことになります。それについては、アメリカ政府はもちろんアメリカ政府のプログラムですから自分で責任持ってやりますけれども、私どもも仮に食品安全委員会の方から答申をいただければ、評価いただければ、今度は我々としてもアメリカ側がやろうとしている施設の査察に出かけて、現場をきちっと見るというふうにいたしたいと考えております。

中村 ありがとうございます。伺いますが、A40というのはルーチンで格付をやっているわけですね。それで、アメリカのと畜場でされるということは、日本向けだけをやられるということですか。A40は既にいろんな肉、枝肉も含んでやっっていっしょなんですけれども。

高橋 この格付のA幾つからB、C、Dといっぱいありますが、この格付はふだんやっています。ふだんやっているその作業の中で、A40、50のところまで境目引いて、A40以下だけ、これは日本向けだということを特別に表示をつけて、ほかのものと区分管理をすることになっています。ですから、査察はその辺まできちっと見ていきます。

中村 先ほど、入間田さんからもご疑問があったんですが、GMO、遺伝子組換え作物に関しても混入というところがどうしても避けられないことがあるんですが、月齢20カ月齢以内の牛ということになりますと、混入があるのではないかなという懸念もあるんで

すが、その辺は査察によってきちんとされるということになりますか。

高橋 まず、遺伝子組換えの方から申し上げますと、遺伝子組換えで今日本で多いのは、これは食用にはほとんど回ってないはずなんですけれども、えさだとウモロコシと大豆ですね。もちろんアメリカだけではありません。カナダですと菜種とか、ブラジルですと大豆やなんか、かなりありますけれども、一般的にはアメリカ・カナダはそもそも日本のように遺伝子組換えの食品について何か特別な扱いをしているという制度じゃないんです。これは心配ない、安全性に全然問題ないという、もともとそういう考え方ですから、それはそういう考え方だということですが、ただ、日本のように遺伝子組換え食品の表示について特別の制度を持っている国に対しては、組換えの農産物とそうでないものの畑はもともと違いますから、分別をして日本向けに送るということになっています。

ただ、やっぱり非常に小さいものですから、それを運ぶトラックとかコンベアとかいろんなものにどうしても残留があります。きちっと分別して管理しても、5% 普通は5% いかないんですけれども、多少の混入は避けられない。例えばある船を使って、前は組換えのトウモロコシを運んだけれども、今度は日本向けだというと、どうしてもどこかに小さなものが残っている、こういうことになります。ですから、その混入は避けられないので、区分管理をしたものを、今日本では遺伝子組換え食品じゃないという表示をしていますけれども、それはどうしても混入は避けられないので、5%以下のものを組換え食品ではないという表示に決めています。しかし、牛の場合には、枝肉の大きいものに1本1本分けられますので、やむを得ざる混入というのはないわけで、もし起きるとしたら、ヒューマンエラーしかないだろうと我々は思っています。ですから、それが起きたときには、我々としてもきちっと対処しなければいけないと思います。遺伝子組換え食品、ああいう非常に小さいものとはちょっと話が違ふんじゃないかなというふうに我々は思いますけども。

中村 それからもう1つ、基本的にはアメリカ・カナダの政府機関が一応サーベイランスを含めてやられるんですけども、日本の農水省等も含めて査察をやられるということなんです、もし査察によって仮におかしなくあいになった場合、輸入をとめることもあり得るのでしょうか。

森田 やはりその程度によるんだと思います。重大なものがあつたとしたら、それなりの厳重な対応が必要であると思いますし、その程度が非常に軽微なものであるとしたら、改善を求めるようなことにはなろうかと思えますけれども、とめるかどうかというのは、

その程度によった対応が必要になってくると思います。

中村 お伺いしたのは、食品安全委員会のプリオン専門調査会はいろんな前提条件、付帯条件をつけて結論を出されていますので、付帯条件が守られてないと、やっぱりおかしなことになるんじゃないかなと思いますので。

森田 誤解のないようにしていただきたいんですけども、査察をした結果については、案の中にあるように、食品安全委員会の方に報告をしなさいというふうになっているので、これは報告させていただきますし、その内容については、例えばホームページですとかプレスリリースといった形で公に情報を公開していくことをしたいと思っておりますので、そこはこちらが内密に何かやるとか、そういうことは特に考えておりませんけど。

中村 この点、小野寺さん、何かございますか。

小野寺 そうですね。これは評価の前提が 23 ページの付帯事項 1 にあるんですけども、輸出プログラム遵守を前提に評価するということ。ですから、この前提が崩れたら評価は成立しないと書いてありますけれども、そういうことで、それに関しては食品安全委員会との連絡を緊密にする必要があるかと思えます。

中村 今、大体一通り質問あるいはお答えをいただいたんですが、入間田さん、大友さん、それから大川原さん、さらに疑問がふえたというようなところがありましたら、おっしゃっていただきたいと思うんですが。

入間田 疑問というか、先ほどちょっと申し上げなかったんですけども、例えば資料 3 の 8 ページの肉骨粉輸入による侵入リスクとか、動物性油脂の輸入侵入のリスクとかいうことで、私、アメリカとかカナダの肉骨粉の輸入の実態はわかりませんが、ここには米国産とか EU からの輸入のトン数、下の方で動物性油脂だと 1994 年以前は不明とか、そういうことを書いてありますけれども、1 つは肉骨粉とかは第三国を介して輸入する量が多いというようなことがいわれていたりとか、不明なのに何で日本より 1/12 以下になるのかとか、1/2 以下になるのかというのが、要するに 1 つ 1 つがわからない。消費者として出てくる数字がわからない。これは説明はもう結構です。私の感想でございますので、そういうことで、とても改めて安心だとはいえないと思います。

それから、日本が査察に行くということ、プログラムはアメリカなりカナダが守るということなんですけれども、査察に行くのはきっと査察に行くといって行くと思いますし、そのときにはやっぱりきちんとすると思いますし、遺伝子組換えと牛肉の大きさが違うというふうにおっしゃいましたけれども、システムとして、要するにアメリカは 30 カ月齢

以上しか危険部位は除去しないというシステムで、日本向けに印かなんかつけておいて、これは 20 カ月齢以下でも危険部位を除去するという、そういうシステムが、アメリカという国でちゃんとできるかどうかということに関しては、私は甚だ不安が残っているということで、お答えいただかなくて結構です。消費者の感想でございます。

中村 ありがとうございます。同じような疑問を持っておりますんで、また意見ということで申し上げます。

大友さん、大川原さん、感想あるいは意見、あるいはご指摘の点はございますでしょうか。

大川原 先ほども申しましたが、SRMの 99.44%のそれ以外という部分は、食品のリスクとしてはどうなんですかということが1つと、あとは21カ月齢、23カ月齢というのが日本で出ましたが、それが感染性があるかどうかという結論には至ってないみたいなので、それはどうなったのかということをお聞きしたいです。

中村 そうですね。ちょっと忘れました。じゃ、小野寺さん、お願いできますか。

小野寺 まず、21、23の話ですけれども、これに関しては今のところ日本ではまだ検査継続中であるということで、なかなか感染性が出にくいらしいというところまでは話は聞いております。

ただ、これに関しては、非定型BSEということで、日本ではデータがありますけれども、むしろイタリアの方が日本よりも非定型が見つかったのが1年くらい早かったということで、過去3年間のデータがどうなっていたか、感染性があるかどうか、それは既にことしの2月にアメリカのユタ州にあるキーストンシンポジウムという国際シンポジウムで、イタリアの研究者が話しております。それに関しては、病原体はとれなかったという話になっていますけれども、それはイタリアの話であって、じゃそれはどう考えるかというのも議論としてありまして、その場合は一応非定型というのは定型とは違うんだと。したがって、BSEでないとはいってない。BSEの中だけれども、病原体の株は違うということころまではいえるのではないかとこのところまで来ているんですね。ですから、今継続的に審議している最中で、最終的にはこういうのは日本だけで1つのルールを決めるんじゃないかと、OIEなり国際機関でそれなりの会議をもって決める話だろうと僕は思っています。まだそこまでいっていないけれども、そのうちにそこまでいこうという段階ですね。

中村 今、大川原さんのご質問の中では、日本で23カ月齢の牛のBSEが見つかった

という、それについては小野寺さん、何か。

小野寺 ですから、一応日本は日本の意見がある。一応継続中であると。イタリアはイタリアで、病原体があったとしても、あれは別な病原体だろうということで、そういう意見がある。ですから、それに関して、最近、非定型というのは結構ふえていまして、この前のドイツの学会でも、ドイツでも4頭見つかったとか、あとフランスでは十何頭あるとか。全世界でいわゆる非定型といわれるのは恐らく20頭を超えていると思うんですね。発生する国も数カ国にまたがるということで、いろいろ大きな問題になっていますが、これはいずれ集まりがあって、それなりの必要なレポートを出すことになるだろうということですが、まだちょっと今すぐというわけにいかないということです。しかも、日本だけで決めるわけにもいかぬということです。

中村 そうですね。重ねてお伺いしまして、どうも失礼いたしました。

小野寺 もう1つは、0.56%のリスクという話ですね。これに関しては、あくまでも予測値というか、推定値なもので、BSEが10000ID₅₀あるということになると、そのうちの99.4%がこういう臓器にある。じゃ、あとの残っている0.56%はどこに行くのかという話になりますけれども、これは今後の研究次第であると。

これはEU委員会が1999年の12月に出した意見をそのまま引用しているわけですが、今後の研究次第であるというのは、ここで何をいいたいかというと、結局、特定危険部位を全部外しても、リスクはゼロにはならない。したがって、これを根拠に、もし脳か何かでBSE病原体が検出されれば、そういうことに関するものは、牛のこのほかの臓器の場所も安全とはみなさないということに今のところはなっているわけですね。これが例えばほかの薬物とか、そういうもののリスクとどう違うんだという話は、こっちも専門外で何ともいえないところですが、この根拠というのは、あくまでも推定値であるということです。ですから、BSE陽性のものに関しては、幾ら肉が特定危険部位から外れるからといって、そいつを食用にしてはいかぬというのはWHOもいっていることである、そういうことです。

中村 大川原さん、大体おわかりいただけたかと思います。

大友さん、何かご指摘ございますでしょうか。

大友 先週でしたか、新聞報道の中でも、米国産牛肉の解禁に当たってというようなアンケート調査の中で、7割の方が何らかの不安を感じている。4割の方が購買はしないというような新聞でのアンケートの調査結果が出ておりました。それを払拭するためには何

が一番かということで、アメリカの全頭検査が第一条件と、アンケートでも出ておりました。

そういった中で、委員会の中でも、先ほども申しましたが、アメリカ、北米でのサーベイランスの強化とか、輸出プログラムの遵守に関してなんですが、北米の方ではそれはやりますよという条件をのんで、仮に輸入が解禁された場合、先ほど厚労省の方がいわれたように、農水の方もいっておりましたが、向こうに調査に行ってちょっと疑問というか、日本の条件とは違うというようなことがあったときに、本当にアメリカに意見がいえるのかなというのが、逆に私、厚労省の方の話を聞いてちょっと不安になったんですが、その辺、本当にしっかりしてから解禁しないと、いざ、解禁してから、アメリカに本当に意見がいえる日本なのかなという、逆に心配を持ちましたので、その辺、いかがなものなんでしょうか。

中村 森田さんにその辺の決意といえますか、いただけますでしょうか。

森田 いうべきことはしっかりアメリカにいいたいと思っておりますので、私が何か不安げに聞こえてしまったのかなと思いますけれども、いうべきことはしっかりいっていくという気持ちは厚生労働省も農林水産省も変わらないということですね。

中村 国際間の交渉事にはやや弱腰が日本にはかいま見えるんですけども、これだけは絶対譲ってもらっては困る点でございますので、ぜひよろしく願いいたします。

今のことにも関連するんですが、先ほど森田さんがおっしゃった、30カ月齢以下のものについて、まだアメリカ政府から要請が来てないという趣旨のご発言がございました。フロアの方から、おかしいじゃないかというようなことでも結構なんですけど、ご質問というかご指摘、あるいは疑問の点がございましたら、この際お伺いできればと思います。

カンノ 宮城の食の安全のモニターをやっているカンノと申します。

お聞きしたいことは、資料1の中の13ページの下から14行目の辺ですね。アメリカの会計検査院の報告として、ことしの2005年2月25日、「FDAの飼料規制は改善されている。しかし、その実効性は限界が見えており、引き続き、米国内の牛をBSE蔓延リスクにさらしている」ということが書いてありまして、次のページですね、14ページ真ん中辺で、そうしますとアメリカではということで、農場で死亡する牛やと畜場で食用に回らない牛はえさとして利用されているということで、アメリカの食品医薬品局では、ことしの10月ですね、2005年10月4日に飼料規制の改正案を公表したということで、まだこれは改正案が実行されているんじゃなくて、案を公表されただけで、この規制によって初

めて日本の輸入の前提条件が動き出すのかなと思うんですけども、まだ改正案の状態、ゴーサインということで見ていくんでしょうか。この案がどのようになっているのかですね、その辺のところもお伺いしたいと思います。

それで、こういったリスクは感じる人と感じない人といますので、できれば肉を買うときの目安となる食品表示に、アメリカ産牛を使っている、使っていないということをはっきりと明示してほしいと思います。業務用食品についても、肉の原産地表示を今回あわせて表示してほしいと思います。

以上です。

中村 ありがとうございます。資料1というのは、食品安全委員会のプリオン専門調査会が出した11月の資料ですね。この13ページと14ページのこと。これはどなたにお答えいただければよろしいんでしょうか。これは小野寺先生ですかね。

高橋 表示の方は後ほど。これは食品安全委員会のお話だと思いますけれども、14ページの真ん中よりちょっと下ですね、「特定危険部位の利用（レンドリング）」のところの2つ目の段落で、「FDAは、前述のとおり、2005年10月4日……飼料規制の改正案を公表した」、これは私どもの理解では、こういうことはあったけれども、食品安全委員会の今回の評価の中ではこれは入っていないというふうに理解しています。

中村 入っていないという理解ですね。

小野寺 そうです。入っていない。したがって、そうすると数倍汚染リスクが高いという結論になっているわけですね。

高橋 ですから、入っていないんで、これは結論には影響ないと。ですから、今回のリスク評価には入っていませんけれども、こういうことが実際に実行に移れば、これは近々だと聞いていますが、今回の評価よりはもう少しリスクについてはより低い方向に行くような話になるんだろうと見ています。

それから、表示の方の話ですが、食品の原料の原産地というのは、牛肉に関していえば、生鮮食品の場合ですと原産地の表示は当然今されています。昨年の秋に強化をしまして、加工度の低いものについては、これも原料原産地の表示の対象としました。ただ、かなり加工度の高いもの、牛肉関係でいいますとハンバーグとかメンチとかそういったものと、表示は強制措置になりますので、そこまではまだちょっとなかなか難しいということ。

実はこういった食品の表示の関係の会議、消費者の方、生産者の方が入った会議がありますが、そこで検討には着手していますが、特に原産地が変わるものに罰則付きの強制措

置というとなかなかきついですけれども。

ただ、今回の場合、アメリカ産のものは日本よりずっと危険だといわれるわけでもなんでもないですから、とりたててそういうものに何か違いがないのに、アメリカ産かアメリカ産でないかを表示するのは、逆にいいますと、国際貿易のルールからいって非常に問題が起きやすいんだらうと私は見えています。

ただ、やはりそこは、私ども、生産サイドの方々に申し上げたいのは、これは農家ということじゃなくて加工業者の方ですけれども、申し上げたいのは、できるだけ消費者の要望に沿う形、どこが原産地かというのは納入した業者は知っているはずですから、そこは消費者の要望を聞いて、できるだけそういう形でやってほしいということはいっております。ただ、それを罰則つきでやるということになると、かなりハードルが高い問題があるというのはひとつご理解いただきたいと思います。

男性A 私、仙台市薬剤師会の役員をしておりますけれども、きょうはそれとは全く無関係に出席させていただいています。

先ほど、遺伝子組換え飼料の話が出ておりましたけれども、イギリスのBBCの放送局のキャスターの方が書かれた『飽食の時代』という本の中に書かれていることですが、アメリカの牛は生まれて間もなく遺伝子組換えでつくった成長ホルモンが使われている。それは錠剤の形で、生まれて間もなく体の中に組み込まれるということ。その後、私は図書館で2～3調べたんですけれども、たまたま2冊あって、2冊ともそういうようなことが書かれていました。

それのことにに関して、成長ホルモンというのは人体にも使われておまして、使われる量はキログラム当たり0.1ミリを1週間に1回投与するということでありまして、年齢制限がありまして、女性は15歳以下、男性は17歳以下ということで、しかも非常に細かいデータを出して、成長科学協会というところへそのデータを送って、使っているものかどうかという許可を得て初めて使う。しかも中間的な報告をどんどんして、それで継続していいものかどうか。恐らく薬の中でこんなに厳格に使われているもの、成長ホルモンはないのではないかと思います。

そういうものが使われているということは、たまたま県民大学講座があって、大学教授の牛肉関係の専門家に聞いたんですけれども、日本では成長ホルモンは使われているのかと、それは認められていないと。しかし、アメリカの牛肉はどうかということになったら、日本へ来るのには、成長ホルモンを使ってない牛肉が入ってくることになっている。そん

なことができますかねと笑っておられましたけれども、そういう状況から考えて、それじゃそういうことが何に影響してくるのかというと、結局女性の場合は乳がん、男性の場合は前立腺がんが増大するというデータがきちっと出ているんだということがその本には書かれておりました。

日本でも同じように、アメリカの後追いのように、最もふえているのはこの2つのがんでございますけれども、そういうことに関してどの程度、実際入ってないはずだというのを検証されているのかどうか。私もそんなに詳しいわけではありませんで、現状をご説明いただければと思うんです。

中村 検証といいますと、省庁の方に伺った方がよろしいですね、農水省か厚労省の方。もしご存じだったら、森田さんか高橋さん、お願いできますでしょうか。

森田 成長ホルモンというお話なんですけれども、恐らく肥育ホルモンとして、性ホルモンの一種を牛に与えて、それによって飼養効率がよくなって、成長が早くなるということだと思っております。

そういった肥育のために用いるホルモンの関係なんですけれども、これについては厚生労働省に検疫所というところがございます、そこでそういったホルモンのモニタリング検査をしております。そういったホルモンの基準を定めているんですけれども、その基準を超えて検出されたものは今のところございませんという状況です。

男性A EUはそれを理由にして、アメリカの牛肉の輸入をいまだにストップしている。もしそういうことが判別できるのであれば、EUはそういうのが入ったものでないものを持ってこいということで、なぜEUはいまだにそういうのをとめているのか。アメリカは、この間の新聞によりますと、WTOにそれを非関税障壁であるということで提訴するというようなことが地元新聞に小さく出ておりましたけど。

中村 今ご質問あったような、そういう事実はあるんでしょうか。

森田 EUと米国における肥育ホルモンに関する争議というものは相当昔からありまして、WTOのパネルも設置されて、EUは負けて、それで関税を払って禁止をすとか、そういった話は存じております。

中村 BSEとは少し離れています。関連はありますけども。

森田 科学的な話で単純にだめだといっている、そういう水準のものとはちょっと違うというふうに理解しております。

中村 そうですね。そのように私も理解しております。

須藤 青森県農民運動連合会の須藤と申しますけれども、この答申案を素人ながら、かなり難しく、読んだんですが、幾つか疑問があります。

1つは、答申案の9ページから10ページにかけて、生体牛の輸入リスクの件ですが、この中にカナダからの輸入量が相当あるんですけども、それは考慮してないわけですね。それで、そのリスクは日本の1/12とか1/47というふうに評価しています。ところが、アメリカで見つかった2003年12月の第1例目は、カナダの牛だと。ということは、カナダの牛も汚染されています。それがなぜ侵入リスクの中でカナダから年間100万頭輸入しているのに、リスク評価に入れられてないのか。同じように、肉骨粉の輸入のリスク評価も、カナダから多くて40万トンほど輸入があります。だけれども、これもリスク評価の中には入っていません。同じように動物性油脂のリスク評価も入っていません。これも結局、カナダ産のものは評価に影響がないという一言でもって入ってないのですけれども、これを入れたら、評価は相当変わってくるんじゃないかと思います。

もう1つは、日本のサーベイランスのデータを外挿した結果と結局差がないと出ますけれども、これも健康牛と、死亡牛とかいわゆる高リスク牛の汚染割合が、健康牛1に対して高リスク牛12.3倍だという日本のデータを外挿しているんですけど、カナダ産の侵入リスクを考えれば、同じ比率で外挿できないんじゃないかと思います。しかも、肉骨粉については、当然日本は輸入が多いですよ。アメリカは、国内で肉骨粉を使っていますから、その評価による、量による汚染というか、ここが無視されているのはおかしいんじゃないかと思います。

中村 これは小野寺さんにお話を伺った方がいいですか。カナダの数値をどう評価するかということも含めてお願いできますでしょうか。

小野寺 これに関しては、結局アメリカとカナダの間にボーダーコントロールと我々はいっていますが、国境対策が何もないというか、ですからアメリカもカナダも同じ国である、少なくともBSEの汚染ということに関してはですね。そういうことを考えていますから、今回、アメリカもカナダも、少なくともそういう伝染病というんですか、BSEですね、BSEに関しては、一種の感染症に関しては同じ国であると考えているものですから、アメリカもカナダも、両方のことは一応数値に入れなかった。それはカナダも危ない、アメリカも危ないということで、例えていえば、日本でいえば、東京都と神奈川県と同じような格好で、何もそこで物が動いたからといって、リスクのファクターに入れられないということです。

これは別にボーダーコントロールがないということで、それを一群にするということは、我々、普通リスク評価でやっていることですから、それに関してはカナダもアメリカも同じように現在禁止しているし、解除するときも、もし解除するということになれば、同じように解除しなければならないという話になるわけです。

でも、国のリスクということはどう考えるかというのは、日本もありますけれども、もう1つ、EU委員会、欧州連合の国がありますけれども、そこに欧州の食品安全局というのがありまして、各国のリスク評価ってありますから、そこも一応参考にしながら我々は考えているということで、こういうことになっているわけです。

もう1つは、数値の外挿が果たしてどうかということですが、これも昔というか、ついこの前までは、健康牛がもし1だったら、それよりも、例えば死亡牛ですか、いわゆるリスク牛というのは、イギリスのデータを考えれば20倍か何十倍もある。フランスのデータでも、恐らく10倍くらいかということになっていますけれども、日本の場合はそれよりももっと汚染度が低いものですから、去年1年のデータでも、たしかと畜場で見つかったのが3頭で、あと農水省関係とか死亡牛で見つかったのが3頭出た。1対1ですね。そういうぐあいに考えています。

したがって、アメリカ・カナダの場合も、これで見ると、日本と同等か、日本よりは少ないということで、もし死亡牛関係で例えば3頭くらい見つかるんだったら、健康牛でも多分3頭くらいじゃないか。しかしながら、BSEが見つかったとしても、それについてはある程度特定危険部位を外すということで健康を担保しようと我々は考えているわけです。

中村 今のお答えで納得がいけましたでしょうか。なかなかすぐには頭に入らないと思うんですけども、メモをとっていただいて少しお考えいただければと思います。さらにご疑問がありましたら、後ほどまたいただければと思います。

ミツヤマ 本日はありがとうございました。私、フリーライターをしておりますミツヤマと申しますが、最近食品に関して大変関心がありまして、きょう、取材という形でお邪魔させていただきました。

それで、手短かに申し上げますが、きょうのお話をお伺いして、私も人間田様がおっしゃったことと本当に同じ感想を一般消費者の立場としても持ちました。

一番疑問として残っているのが、こちらにもありますが、5倍から6倍とか、資料の13ページの日本より数倍(1.5倍)という数値なんですけど、新聞の報道なんかによりますと、

12月から再開の見込みという記事には必ず、日本とリスクが同等であるという、そういう文章しか見てないわけですから、大変失礼ながら、私もここまで根拠がないのにこういう数字を挙げていらっしゃるとは思わなくてびっくりしたんですけれども。

1つだけ確認させていただきたいのは、こういう数字を出す場合には科学的な計算方式だったり、指標があって導き出されるものだと私は思っているんですが、この数字に関しては科学的な根拠があたりになるかどうか、それだけ伺いたいと思いました。よろしくお願いいたします。

中村 そうですね。このスライドでよろしいですね。

ミツヤマ リスク評価全部について、計算式なり指標なり、私たちがああ、そうかと納得できるほどの、例えば株価指標なり計算方式だったり、そういったものがあるのかどうか。それがどうかでいいので、お答えしていただきたいと思います。

中村 では、小野寺さん、お願いできますか。

小野寺 これは結論のところ、科学的同等性を厳密に評価するのは困難であるということがあった。これに関しては、我々もかなり悩ましいところがあって、結局データの質・量とも不明点が多いということで、だけれども、いろんな前提のもとに評価しなければならなかったということがあるんで、我々が得られる数値の間では科学的にできた。

しかしながら、科学というのも、要するに検査をしてくれなきゃ数値も出てこないというところがありますから、得られないところを超えた数値に関してはちょっと難しいということになります。でも、得られた数値の間では、これはリスクが同等とはいってなくて、リスクの差は非常に小さいとあって、要するに差はゼロではない、差はやっぱりあるんだということをいっているんですけれども、これに関して非常に小さいということで、一応話をとめているわけです。

中村 意地悪くいきますと、厳密に評価するのが困難であれば、結論を出さない方がいいという指摘もあると思うんですが、これについてはどうなんでしょうかね。我々はそう思うところがあるんですよ。科学的同等性を厳密に評価するのは困難であるならば、下の2つは結論を出さない方がいいんじゃないのか、何でこんな早く出すのかなという疑問がないわけではないんですが、これに対する答えは、小野寺さん、ございますでしょうか。

小野寺 これは差がゼロではないということであって、あとはもう、アメリカでもこのままの条件で牛肉を生産するというのを、我々としてもなかなか納得しがたいところもあ

るものですから、ですからそれでむしろもっと改善せいと向こうの方にいってもらった方がいいのかなと思ったんですね。

中村 といいますと、農水省、厚労省の責任はかなり大きいということになりますね。ボールを投げられたというわけですね。先ほどおっしゃったように、不転の決意で、査察も含めてやられるということですよ。それは期待しなければ……。

高橋 もちろんそうです。

もう1つ、私どもがいうあれじゃないんですが、今ミツヤマさんからお話ございましたが、先ほどのページでも、これ、私も食安委のプリオン調査会の答申案を見ていて、ちょっとどうしてかなと思う部分があるのは、さっきから数倍とか出てますね。あれは牛の頭数なんですね。頭数で見て、もしかするとBSEかもしれないよという牛が何頭いるか、そうすると日本の何倍という数字が出されている。

ところが、例えば資料1は答申案そのものですが、30ページに総括表が出ていますが、頭数レベルで見て何倍といっても、30ページの上の方の表ですが、縦の欄をごらんいただくと、「対象と畜頭数」って出ています。アメリカは年間2500万頭です。カナダは360万頭、日本は130万頭、アメリカは大体日本の二十何倍ですから、絶対数という数倍というのは、ただ、いる頭数が日本の二十何倍ですから、そこを……。

中村 これはご質問が違いますよね。

高橋 100万頭当たりの数字が、要するに生体牛のリスクだというふうに我々は見ているんですけども。

中村 それはそれで、ご指摘はあると思うんですが、今のご質問はちょっと違うことですよ、と私は理解したんですけど。

ミツヤマ そうです。中村様が引き続き質問され、結論を出すべきではないというところまでの、私が受けた印象からは、私の質問の趣旨は伝わっていると思います。

中村 ですから、小野寺さんもなかなかいいにくい。数倍というのは2倍から9倍までありますよね。なぜ1.5倍なのかというのは、先ほどミツヤマさんのご疑問もありましたけれども、非常に根拠が薄弱なのに、こう数字が出ているし、メディア等々も、12月に輸入が解禁されるんじゃないか。ほぼ同等であるというような表現を私も読んだことがあるんですが、メディアにいる人間がいうのもおかしいんですけど。なぜ数倍という表現が括弧して1.5になるのかということ、もうちょっとクリアにおっしゃっていただくといいのかなと。

ミツヤマ 1.5 が楽観的な数字というのは、説明を伺ってわかったんですが、国民に伝わるときには、最後の同等というか、非常に小さいというところしか伝わらないので、こういう会のときにはせめて科学的な根拠を示していただければ、私たちも納得できるし、報道についても、消費者としてはやはり楽観的に考えてしまうような結果になるので、科学的な根拠を示していただくことは重要なことだと思ったので、このような質問をさせていただきます。

小野寺 数倍というのは、BSEが出る比率の問題で、これが数倍だということをいったわけですね。差が小さいというのは、肉の安全性ということで、これに書いてあるとおり、米国・カナダ産牛肉と国内産牛肉のリスクの差、牛肉の問題ですから。BSEが出るというのは、BSEかどうかというのは結局脳の方で検査するわけですね。肉の方はどうのこうのとありますが、結局BSEが出て、それに関して、特定危険部位を外してしまう。ですから、BSEの診断をした脳を食べているわけじゃないから。肉の方では特定危険部位を外しているから、もし1.5倍あれがあったとしても、100万頭当たりBSEの数が多かったとしても、肉の方までいってしまうと、危険度の差は非常に小さいという言い方になると思うんです。

中村 これはすぐにはなかなか理解できない。先ほどの方と一緒にメモをとってお考えいただいて、ご疑問があったら後ほど。

では、新しい方に。

坂上 東京から参りましたタスケの坂上と申します。

この会議というんですか、食の安全ということから見ますと、アメリカで何名くらいの変異型ヤコブ病がいらっしゃるんですかね。問題は、我々は学問をどうのこうのじゃなくて、安全か安全じゃないかと。それは20カ月齢ですよ。30カ月齢は向こうからいってこないから、まだやってないと。厚生省の方には、「先んずれば人を制す」で、こういう状態のときは30カ月齢も考えてやらないと、昔の三矢作戦で幕僚の首が吹っ飛んだというような時代じゃありませんから、よく考えて早目にやっておけば、要するにみんなわかりやすい結論が出るわけですよ。

それともう一つは、食品の表示で農水の方がハードルが高いと。だけど、ハードルが高い、貿易に対しての、WTOかなんか知りませんが、それをもってハードルが高いのに、一発で24日、牛肉の輸入を差しとめたということはどういうことなんだろうか。

それと、今彼女がいろいろ質問していましたが、プリオンの研究というのは日本

ではどういうふうに進んでいるのかなと思って、それだけをお聞きしたいと思ひまして質問させてもらったんですけどね。

中村 小野寺さんへの質問になりますか。

坂上 1つは厚生省の方に、アメリカで牛を食べて何人の狂牛病患者がいらっしやるのかということをもまず聞きたいんですよ。

もう1つは、プリオンが2年かかってはまだ資料が少ない、研究しなくちゃいけないと。なんかタリバンの神学論を聞いているみたいで、さっぱりわからないんですよ。去年も私、出たときに、あのときはみんなワアワアいって、何もわからなかったんですけども、今回はもう少しまともなあれがあるんじゃないかなろうかと思って東京から出てきたんです。なんか学問的になっちゃって、学問は必要なんでしょうけれども、何のためのディスカッションをしているのかと思ったら、一体これ、我々がプリオンという学問を一生懸命勉強しなくちゃいけないのか、その辺のところをちょっと教えていただきたい。単純にはBSEの患者がアメリカに何名いるのかということをもまずお聞きしたいということです。

中村 じゃ、おわかりになられる範囲で、森田さん、お答えいただけますか。

森田 私が得ている情報は、比較的最近のデータですけども、アメリカでvCJD、変異型のクロイツフェルト・ヤコブ病の患者で挙げられているのはお1人。これは英国の滞在経験のある方ということでお1人です。

坂上 イギリスにいらっしやった方ですか。

森田 要するに英国の滞在経験のある方がお1人、変異型のクロイツフェルト・ヤコブ病だということです。

坂上 滞在というと、何年くらいいらっしやったんですか。

森田 そこまでちょっとあれですけども。

坂上 それが一番大事なことじゃないでしょうか。

森田 我が国でも変異型クロイツフェルト・ヤコブ病に感染した方がお1人いらっしやいました。その方も英国の滞在経験とフランスに行った経験がありますけれども、それも1カ月程度、英国の滞在経験があるというような方でございます。

ただ、過去に何が原因で変異型になったのかということをも、食生活とかを比べて調べたところ、これがこうだと断定できるような、かなり過去の話ですので、原因は断定できませんけれども、これまでの知見とか海外でのBSEの発生状況を考えて、海外への、過去に行った英国への渡航歴が可能性として最も疑われるというような結論になったというこ

とです。

坂上 渡航歴が疑える。そこの食生活が疑えるんですかね。例えばエスティメートに、何を食べたからそういうふうになったとかいうようなあれは、まだそういう情報は入っていないんですか。

森田 感染因子を食べて、それから発症するまでにかなり時間がかかります。その後に、何を食べるかというのは、8年間とか10年間も覚えている人なんて、いるわけではないです。ですので、どういう形の食生活をされる方であったかということは聞き取りはできますけれども、じゃ何を食べたからこうだというのは、これはもう実質的には断定することはできません。海外での渡航歴での経験によって、そのときにお肉も食べていらっしまったということですので、そうしたことが疑われるということです。

坂上 要するにこれはとといったようなやつはないんですか。例えばイギリスではイギリスだけなんですよ。アメリカに1人、BSEの患者がいらっしやる。これは英国に渡航歴があると。日本の方もお1人いらっしやると。その人も英国にいらっしまった。そうすると、厚生省さんでは、何を食べたんだろうということをトレースすることも1つの義務じゃないでしょうか。どうなんですかね。それは余り関係ないですか。

森田 (日本の事例については、)原因として調べたんですけれども、何せ古い話ですし、患者さんはもう、患者さんになったときにはそういう状況ではありませんし、それはもうできる範囲での調査をしてそうだった。

坂上 例えばイギリスあたりのポピュラリティーがある料理といたら、脳とかそういう問題もあるわけでしょう。それは危険部位に入るわけなんですよ。だから、何がなんだか、これ、何回やっても、そんなことになるんだから、それだったらそういうことじゃなくて、何を食べたらだめですよというところから出発しないと、もう……。

中村 それは今後の努力にかかっていると思います。1例目、これ以上出ない方がはるかにいいんですけれども、もし不幸にしてお2人目が出た場合には、今ご質問されたように、何を食べたか、過去にさかのぼってトレースすることは非常に重要なことですので、これは最大限の努力を払ってやっていただければと私も思います。そうでないと、おっしゃるように、どうしても神学論争になってしまいますので、もっと実利に近づけた方が確かにいいですよ。

それから、小野寺さんにお伺いしますけれども、プリオン研究というのは、去年に比べて長足の進歩はしているんでしょうか。その辺を簡単にお話しいただけますか。

小野寺 これは長足の進歩といえるかどうか、ひとつ牛に感染しても、結果が出るのは5年くらいかかる。最低ですね。ということがあって、プリオン研究というのは待つのが研究だというぐらいで、待つ仕事だということで、去年よりことしの方が多少は新しいことが見つかるのもありますけれども、そんなに目が覚めるように新しいものはなかなか見つかってないんですね、残念ながら。それでも、これは一応5年サイクルくらいでやっている仕事ですから、5年たてば、今よりもっと感度のいい検査法も見つかるかもしれぬとか、今まで牛だけにしか感染モデルができなかったんだけど、もっと感受性のいい猿とか、そういうのが見つかるかも知らぬとか、そういうところまでいくんですけど。

中村 済みません、いろんな方のご意見を伺いたいものですから、打ち切らせてください。

坂上 どうもありがとうございました。

中村 一番後ろの方、お願いできますか。

梅沢 岩手生協の組合員の梅沢と申します。消費者の立場で発言させていただきます。

岩手生協では、この間、3回ほど岩手県に対して、BSEの要請行動を行ってまいりまして、岩手県からはBSEの全頭検査継続について、国からの検査への補助は3年という期限つきでしたけれども、消費者の安全感が得られるまでは現在の検査体制を継続するという回答をいただいております。

先日も11月1日に岩手県消費者大会というのを行いまして、そのときに分科会でBSEの問題を取り上げました。そこで、参加者の方たちに国と県への要請行動に向けてぜひ意見を寄せてほしいということで、一言カードを配布しましたところ、65の方に書いていただきまして、そのほとんどの方が、今回のBSEの問題では全頭検査なしに輸入再開は絶対してほしくないという意見が大半でした。

1つ、2つ、読ませていただきますけれども、

3人の子育て中です。どんどん食べる量がふえてきて、食費もかさみます。安い牛肉はとてもうれしいですが、アメリカ産は正直怖いんです。購入はしなくても、外食、調味料、加工品など、気がつかないうちに体に入る可能性が皆無とはいえません。BSE全頭検査なしで輸入再開は絶対反対です。子供たちを守ってください。

というような意見がかなりたくさん寄せられました。

それから、岩手県は生産地でもありますし、和牛の生産をしている方も、このまま安易に輸入再開をすると、これ以上生産を続けられないという悲痛な声が寄せられています。

以上です。

中村 そのいろんなご意見は、どこかに提出されたんでしたっけ。

梅沢 県の方にも提出しましたし、国の方にパブリックコメントとして提出する予定になっています。

中村 ぜひお願いします。

ミズマ 元東北大学に勤めておりましたミズマと申します。

いうまでもございませんけど、BSEが人に感染すると大変なことになる。輸血の問題その他もございいますから、絶対BSEを人に感染させたくないということでございますよね。ということですけど、日本はアメリカ・カナダから、牛肉の消費量の1/3を輸入している国であった。それだけに、北米大陸のBSE管理対策というものがどういう状況になっているかというのが重大な関心があるということだと思いますね。

ところが、例えば先ほど小野寺さんもおっしゃいましたけれども、国際的なオファーなんかでも、こういうことをしなさい さっき小野寺さんは、12カ月齢以上のものはちゃんと検査すべきだと、SRMですね、そういうこともいったけど、今のところは30カ月齢でも妥協するとか、いろいろありますよ。それとか、飼料の規制であるとか、検査の方法をもっときちっとやれと。検査の方法については、先ほどの例がありましたけど、5月から改正になったんですけれども、必ずしもそれを守るといふこと、これは農務長官が命じてやったことなんですけれども、それを守っていないんじゃないか。ということも情報として聞いているという中で、きょうのお話等を聞きますと、なかなかそういうところまではいっていないんだと。しかも、トレーサビリティ制度もないというようなことだから、日本と同等の安全ということはまず考えられないことであるというのが一般的な考えだと思うんですよ。

と同時に、加えてですけれども、平成14年のアメリカからの牛肉輸入を禁止して以来、日米間のそういう交渉というのは、まさに貿易戦争みたいな状況で、日本は全頭検査が科学的だという非常にあやふやな議論を振り回して、安全なアメリカの牛肉の輸入を禁止しているというようなこと等々があって、日本は、そうじゃないんだ、食品の安全だ、科学的なんだというところでやってきたんだけれども、結局押し切られたんじゃないかという感覚を持っている人が多いと思うんです。

そこで私は、ちょっと長くなっちゃいましたけれども、ほかの方もおっしゃったんですけれども、リスク評価機関としての安全委員会が管理機関に対して、説明責任をちゃんと

果たせということ付帯条件の中に書いているけれども、そうではなくて、リスク評価機関としてわかりやすくいっていただきたい。先ほどのお話もございましたけれども、例えばいろいろなところで、ID、汚染している牛は8000であるとか、何分の1になるとかというようなこと、少なくともそういうことはもう少しわかりやすく国民に対して説明していただく説明責任というのがあるんじゃないか。リスク分析であっても、そういうことをなさらないと、先ほど申したような状況から、皆さんが納得しないんじゃないだろうかということで、説明責任をぜひよく果たしていただくことが大事ではないかということをお願いしたいと思います。

中村 そうですね。これは小野寺さんよりも、むしろどうなんですかね、リスクコミュニケーションの方で西郷さんの方がいいのかな。

西郷 資料がわかりにくいとかいうことがあれば、一々私どもの至らないところがございますので、いろいろご指摘いただきまして、改善してまいりたいと思います。いろいろご指摘いただければと思います。ありがとうございました。

中村 おっしゃるとおり、リスク管理の面から、きちんとリスク管理をやる委員会なんだということを明確にわかりやすく、何らかの形でアピールする必要はありますね、確かに。ですから、その辺は寺田委員長がまたご意見があると思いますので、どうぞおっしゃってください。

寺田 私どもはリスク管理の委員会じゃなくて、リスク評価の委員会なんです。そこはやっぱり、きちっとご理解していただきたいと思います。

それからもう一つ、大変わかりにくいのはそのとおりだと思います。それは2階建てでやっているんですね。2階建てがここにちゃんと出ていない。私も非常に反省しているんですけども。アメリカ全体の状態と日本全体の状態を比較する、それは厳密にいうとデータが不足してできない。それが科学的な同等性。

それからもう一つは、いろんな方がいっているように、アメリカ全体では難しい。だから、2階建てにして、日本に来るこの部分がどうですかと諮問している。そのプログラムは、コンプライアンスはちゃんとアメリカが守ってくれたら大丈夫ですよというのが評価なんです。そのこの区別がぐちゃぐちゃになっています。だから、30カ月齢以上しかSRMは取ってないとか。本当をいいますと、そのこの部分がはっきりしない。米国全体のことをやったのは、どれほど汚いあるいはきれいな牛の状態かということをやらず、それがそんな大したことはないということです。これは私のあれですよ。会議をずっと聞いて

ておりました。その中で、プログラムでここだけを取り出して、SRM除去、20カ月齢以下という規制をきちっとやったら大丈夫だろうというのが委員会の結論なんですね。そこが一緒になってしまうと、アメリカ全体がBSEについて汚いじゃないか、わからないじゃないかということになります。そうなると間違っただけで終わりになっちゃいますよ。それが1つ。

もう1つは、先ほどいい質問がありまして、フリーライターの方が、ほとんど定性的評価で、定量的な数式がないじゃないかと。おっしゃるとおりで、これは世界じゅうどこもないんです、プリオンに関して。とにかくプリオンは本当のことをいってわからないところが山ほどありますから。だから、学問的なこういう数式というのは、私ども3つか4つくらいペーパーを見ているけれども、きちっとした国の政策を決定するような信頼できる評価方法の式はありません。化学物質に関して、例えばダイオキシンとか、そういうことに関してはありますけれども、こういうものに関してはありません。

まず、私が立ち上がったのは、管理機関と評価機関を分けるということが混同されていると思ったのが第一です。

中村 確かにごっちゃになっているところがありますので、ごっちゃになった議論、評価機関と管理機関、今委員長がおっしゃったように、食品安全委員会があくまで評価機関であるということで、結論も、科学的な評価ということで出された。マネジメント、管理をやるのはまた別の組織がやられるということで、これはむしろ我々ももう少し認識を新たにしなきゃならないし、きちんと区別しなきゃならないし、それからできれば寺田委員長も、もう少しわかりやすく、食品安全委員会の機能というのは何度も何度も訴えていかれて、だからこういう結論の案になりましたということをおっしゃる方がいいのかなという気がします。混同している部分も確かにありますので、その辺は少し整理をして話を続けなきゃならないと思います。ありがとうございました。

では、もう時間がないんですが、手短かにお願いできますか。

須藤 先ほどの小野寺先生の説明、私なりに理解して伺いたいんですが、アメリカとカナダでは、汚染については同じ国だということで、カナダからの輸入はカウントしないとおっしゃいました。そうしますと、諮問自体が、米国・カナダの輸出プログラムの評価ですね。だったら、私の理解では、米国産だけのリスク評価だったら、カナダからの輸入もカウントして、リスク評価が変わるんじゃないかと思うんです。いかがですか。

中村 どうですか。なかなか難しい。何かご意見、ございますか。

小野寺 これ、実際は例えば日本と韓国とか、それだとしっかりと検疫をやっているからいいんだけど、アメリカ・カナダだと、検疫、どれだけやっているのかなと僕は思います。その辺はかなり疑問ですね。牛が自由に行ったり来たりしているんだから。昔はカナダだけBSEが出て、アメリカが出なかったというときがありましたね。我々が最初に諮問を受けたときも、アメリカは、あの牛はカナダ産の牛で、アメリカの牛じゃないから、アメリカは要するに清浄国である、そういうふうなことをいっていたかに聞いていますけれども、でも実際問題として我々が過去1年間か2年間くらいやっている間に、本当にアメリカの国内産で出てしまったということで、我々は、これはアメリカもカナダも同じ場所だと思って見てます。ほかにちょっと、余りお互いに区別する方法がないんですよ。

中村 ありがとうございます。

済みません、ちょっと時間が切迫したのですが、パネラー3人の方、入間田さん、大友さん、大川原さん、感想を含めて、簡単に申しわけございませんけれども、一言ずつおっしゃっていただきませんか。入間田さんからお願いできますか。

入間田 1つは、こうやってリスクコミュニケーションとかパブリックコメントを求めたりしているので、そのことについて、きちんと今後反映させていただきたいということが1点。

それから、どうしても私たちは、このような状況でももしも輸入が再開されたとしたら、政治的な背景を感じざるを得ないというふうに思っております。

以上です。

大友 肉骨粉がイギリスから来てるなんて、本当にBSEがなかったらわからなかったことで、今、食のグローバル化、国際化、食に限らずいろんなものの原材料の国際化がスピード化されて、世界じゅうどこからでも入ってくるような日本であります。今後、BSEに限らず、いろんなリスクが発生すると思うんです。今回このような事後の対策も確かに必要なんですが、今後BSEに限らず、いろんな疾病とか、人体に影響のあるリスクに関して、予知とか予防措置を講ずることができるような日本であればなと思っております。

大川原 きょう、参加させていただきまして、いろいろリスクの面という部分で分けて考えるということを今おっしゃっていただいて、我々もそういう部分では、今諮問されている20カ月齢以下に関してのリスクという部分に関しては、今のお話を聞いて非常にわかりやすかったと思います。それを全部一緒くたにするということになると、何も食べられないという現実になるかと思しますので、リスク評価という部分に関しては、我々、や

はり輸入ということに関しては、入れていただいて、あとはきちっと判断するのは、我々の目で見えて判断するというふうにしたいと思います。

中村 ありがとうございました。一部混同した部分もありますので、ぜひ評価する部分と、実際に実行されるセクターの方、それぞれ頑張っていたらというのが、締めにはならないんですけども、私の最後の言葉といたします。

時間がぎりぎりまで迫ってまいりました。司会の不手際もありまして、皆さん、おっしゃり足りないことがあるかと思いますが、とりあえずきょうのリスクコミュニケーション、意見交換会といったものはお開きにしたいと思います。

ありがとうございました。(拍手)

西郷 どうもありがとうございました。皆様、盛大な拍手をパネリストの方々、関係省庁の方々をお願いいたします。(拍手) 大変熱心なご議論ありがとうございました。

(5) 閉会

西郷 これでこの意見交換会は終わりということにいたしますけれども、先ほど申しましたように、11月29日までが意見・情報の募集期間でございますので、もしコメントがあれば、送っていただければと存じます。またアンケートの方もひとつよろしくお願いいたします。

きょうは大変どうもありがとうございました。

午後5時 閉会